

「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
 についての公聴会及び意見募集の意見

第 2 部政策編

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

通し番号	性別	年齢層	該当人数	ご意見内容
001	女	70代		<p>(1) 国連と協力し、国際的見地から災害、新型コロナウイルス感染症等のジェンダー統計・データ蓄積・共有と対策をジェンダー平等の視点から活用し、あらゆる分野にジェンダー統計を徹底し「だれひとり取り残さない」SDGs の達成をめざすことを明記する。</p> <p>(2) 世界の平和への貢献についても触れることを要望します。</p> <p>2000 年の採択から 20 周年となる国連安保理決議第 1325 号等を踏まえ、「女性・平和・安全保障」に関する行動計画を国際機関、有識者及び NGO とも連携しつつ効果的に実施し、平和構築及び復興開発等の意思決定プロセスへの女性の参画を一層促進する。</p>
002	女	50代	88	<p>ウ 国際的な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>(1) の文章の 5 行目、「若者や子育てがひと段落した世代等」とありますが、幅広い世代の説明に「子育てがひと段落した」のフレーズは全く関係なく必要ないと思います。子供を持たなかった人も大勢いることから、言葉選びには慎重になっていただきたく思いました。単に「若者から壮年、シニアの世代等を含めた」という表現で良いのではないのでしょうか？</p>
003	女	80代以上	86	<p>「女性差別撤廃条約選択議定書の批准」</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、1999 年に国連で採択され、2020 年 8 月現在、条約締約国 189 か国中 114 か国が批准しています。人権侵害が国内で救済されない場合、女性差別撤廃委員会に直接申し立てることができる個人通報制度は、2020 年 1 月現在、40 か国の女性から 155 件の個人通報を受け付け、そのうち 32 件で条約違反を認定するなど（ジェンダーに基づく暴力 17 件、健康の権利 5 件、雇用と社会保障に関する権利 5 件、市民的・政治的権利 5 件）、女性差別撤廃条約の実効性確保に貢献しています。</p> <p>日本は、1985 年に女性差別撤廃条約を批准して以来、今年は 35 周年を迎えています。しかし、女性差別撤廃条約を裁判基準として勝訴した判例はないなど、条約の実効性を欠いていると言わなければなりません。この状況を脱出し、日本が真のジェンダー平等社会になるには、選択議定書の批准以外にありません。</p> <p>選択議定書批准は、日本女性の悲願になっています。活発な署名活動が続いており、2001 年～2016 年には、参議院本会議で、20 回、批准要請のための請願が可決しています。地方議会の選択議定書の早期批准を要請する意見書採択が 20 を超えています。2020 年通常国会では、茂木俊充外務大臣が早期の批准に向けた積極的な姿勢を示され、橋本聖子男女共同参画担当大臣が「先進国にとって重要な課題であり、しっかりリーダーシップをもって取り組む」旨答弁されました。</p>

			<p>2020年3月、女性差別撤廃委員会から発出された「第9回日本定期報告への事前質問事項」para.1では、選択議定書の批准に向けた日本の検討状況、批准のための障碍、批准へのタイムフレーム、国会承認に向けた計画と展望を尋ねられており、日本政府は、2021年3月までに、これに回答しなければなりません。また、その後行われる女性差別撤廃委員会での日本政府との建設的対話のテーマとして取り上げられること必定です。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）第11分野1（2）イ(2)では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と記載されていますが、一步進めて、「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准すること」を第11分野1（2）イ(2)に記載することを望みます。</p>
004	女	80代以上 86	<p>「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」の設置</p> <p>女性差別撤廃条約上の実施措置は、国家報告制度です。4年毎に条約の実施状況を国連に報告し、条約上のモニター機関である女性差別撤廃委員会が、報告書について締約国政府代表団と建設的対話をし、その結果を総括所見（最終見解）として、締約国に勧告するというプロセスがとられます。</p> <p>日本の場合、これまでに第1次実施状況報告（1987年）から第7・8次実施状況報告（2014年）までの定期報告を国連に提出し、第1回（1988年）から第5回（2016年）まで5回の女性差別撤廃委員会における建設的対話が行われ、委員会から総括所見を受け取ってきました。直近では、日本が簡易手続きを申請したため、第9次実施状況報告（2020年3月締め切り）は提出されず、代わって、2020年3月に、女性差別撤廃委員会から25項目の「第9回日本定期報告への事前質問事項」が発出されています。日本政府は、2021年3月までに質問事項への回答を提出しなければなりません。</p> <p>国家報告制度に基づき、女性差別撤廃条約が国内で実施されるためには、総括所見を誠実に履行することが肝心です。直近の総括所見（2016年）は、「総括所見の履行のための国内行動計画」の策定を検討するよう求めています。これまでの日本政府の慣行では、国連への報告前に、急遽、専門調査会を開催して、府省の取組をヒアリングし、見解をまとめてきましたが、これでは、数年間の取組の結果がまとめられるだけであって、総括所見の指摘事項の積極的な実施を促すことはできません。このため、2016年の総括所見では、8項目で過去の総括所見がそのまま繰り返され、勧告の不履行が指摘されました。</p> <p>第11部分野（2）イ(1)で「女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組を政府に対して要請する」と記載されていますが、過去の経験からこれでは不十分です。男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に、総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして、結果を公表し、改善策を勧告していくことが必要です。</p> <p>女性差別撤廃条約批准から35年を経た日本、総括所見の誠実な履行によって、ジェンダー・ギャップ指数121位を脱したいものです。</p>
005	男	70代	<p>国は女性差別撤廃条約は批准していますが、選択議定書はしていません。選択議定書の批准がないと、せっかく批准した条約が生かされません。法律は作ったが、守る気がありません—というのに等しいとの指摘があります。</p> <p>選択議定書の批准によって、条約の実効性が確保されるわけですので、ようやく国際基準</p>

				<p>に到達することになります。当然国内法律の整備が必要です。その作業を通じて、この国の人権意識が国際標準に近づくことになるのです。</p> <p>ジェンダー平等度も低く、男女賃金格差も高く、非正規雇用者の女性の割合が高いなど、この国は、とても先進国とは言えない状態です。そんな状態なのに、平気な顔をしているのは、恥ずべきことです。国会議員も裁判官も猛省が必要です。</p>
006	女	70代	88	<p>要望1：男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に、総括所見への対応を促し、実施状況を点検して、結果を公表し、改善策を勧告していくこと。</p> <p>理由：(2)イ(1)で「女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取り組みを政府に対して要請する」と書かれているが、これまでの経験から言えば、これでは不十分で成果は上がらない。</p> <p>要望2：(2)イ(2)で「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准する」と記載してください。</p> <p>理由：素案のように「女子差別撤廃条約の選択議定書については真剣に検討を進める」と記載されているだけでは、全く進まない。また、無駄な年月が過ぎるだけである。</p> <p>要望3：選択的夫婦別姓制度を2021年度までに成立させる。</p> <p>理由：第9分野ともかかわるが、国際的協調という意味で、この分野で付け加えてほしい。</p> <p>衆議院議員の女性比率の低さでは日本とほぼ同じような位置にある、タイでも夫婦別姓制度2005年に成立しており、日本は、今や、婚姻に際して、夫婦同氏を強制する世界で唯一の国となっている。女性の95%が改姓している現状は女性にだけ、様々な不利益をもたらしている。旧民法の残滓ともいえる、現行法の改正を望む。</p>
007	女	70代	88	<p>要望1：男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に、総括所見への対応を促し、実施状況を点検して、結果を公表し、改善策を勧告していくこと。</p> <p>理由：(2)イ(1)で「女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取り組みを政府に対して要請する」と書かれているが、これまでの経験から言えば、これでは不十分で成果は上がらない。</p> <p>要望2：(2)イ(2)で「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准する」と記載してください。</p> <p>理由：素案のように「女子差別撤廃条約の選択議定書については真剣に検討を進める」と記載されているだけでは、全く進まない。また、無駄な年月が過ぎるだけである。</p> <p>要望3：選択的夫婦別姓制度を2021年度までに成立させる。</p> <p>理由：第9分野ともかかわるが、国際的協調という意味で、この分野で付け加えてほしい。</p> <p>衆議院議員の女性比率の低さでは日本とほぼ同じような位置にある、タイでも夫婦別姓制度2005年に成立しており、日本は、今や、婚姻に際して、夫婦同氏を強制する世界で唯一の国となっている。女性の95%が改姓している現状は女性にだけ、様々な不利益をもたらしている。旧民法の残滓ともいえる、現行法の改正を望む。</p>
008	女	60代	86	<p>・現時点で、SDGsに対するジェンダー平等およびジェンダー視点の主流化はきわめて不十分と言わざるを得ない。それはOECD等の達成度のレポートが示すとおりである。これを真摯に受けとめ、広範なステークホルダーとの連携して推進・実施するための専門部門を作って</p>

			<p>対処してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結を実現してほしい。 ・男女共同参画に関連の深い未締結のILO条約について早期締結を実現してほしい。
009	女	70代	<p>女性差別撤廃条約ができたときから、選択的議定書を採択しなければ、「絵に描いた餅」だと、思いました。</p> <p>その後、日本政府は、国連女性差別撤廃委員会から、数項目にわたり、勧告を、数回にわたり受けてきていますが、何ら改善が見られないのは、選択的議定書を採択していないからだと思えます。選択的議定書の採択が実現してこそ、草の根からの改革が可能になります。</p> <p>いまだ選択的議定書を採択しないのは、国際的にも恥ずかしいことです。日本の女性の地位は、世界第111位です。順位がどうこうと言うわけではありません。よその国が、女性差別撤廃に努力している中、日本が努力しなければ、順位が下がる一方でしょう。</p>
010	女	60代	<p>85</p> <p>【基本認識】一つ目の○印には・・・国際規範・基準や国際合意等・・・とあるが、ここには「条約の遵守」を明記するべき。</p> <p>1(2)イ(1)については選択議定書をいつ批准すると具体的に書くべきではないでしょうか。</p> <p>CEDAW委員会第9回日本定期報告への事前質問事項にも選択議定書の批准について「国会の承認」に向けた計画と展望について報告するように求められています。</p> <p>選択議定書が1999年に採択され、現在は締約国が189ヶ国中114ヶ国に至っているにもかかわらず、先進国である日本が未だ批准もせず、何度も委員会質問に対して検討中と回答する日本に、批准しようという姿勢が見えません。先進国であるにもかかわらず、あまりにも恥ずかしい、やる気がないと言っているに等しい対応です。実際ジュネーブで委員会の日本審査の様態を傍聴しましたが、検討していると棒読みする国の代表の回答様態は恥ずかしい限りでした。世界をリードする国と自称するからには、明確に一步前に歩みだすべきではないでしょうか。</p>
011	女	60代	<p>85</p> <p>【基本認識】一つ目の○印には・・・国際規範・基準や国際合意等・・・とあるが、ここには「条約の遵守」を明記するべき。1(2)イ(1)については選択議定書をいつ批准すると具体的に書くべきではないでしょうか。 CEDAW委員会第9回日本定期報告への事前質問事項にも選択議定書の批准について「国会の承認」に向けた計画と展望について報告するように求められています。 選択議定書が1999年に採択され、現在は締約国が189ヶ国中114ヶ国に至っているにもかかわらず、先進国である日本が未だ批准もせず、何度も委員会質問に対して検討中と回答する日本に、批准しようという姿勢が見えません。先進国であるにもかかわらず、あまりにも恥ずかしい、やる気がないと言っているに等しい対応です。実際ジュネーブで委員会の日本審査の様態を傍聴しましたが、検討していると棒読みする国の代表の回答様態は恥ずかしい限りでした。世界をリードする国と自称するからには、明確に一步前に歩みだすべきではないでしょうか。</p>

012	女	70代	86	<p>(1) 選択議定書の批准について、具体的なタイムフレームを明記すべきです。第 201 国会の参議院外交防衛委員会で、茂木外務大臣は「論点はある程度明らかになってきているので、関係省庁との間でずるずる引っ張るということではなくて、しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない問題だと考えている。」と答弁しています。また、衆議院内閣委員会で、橋本聖子男女共同参画担当大臣は「先進国にとって重要な課題であり、しっかりリーダーシップをもって外務省とともにとりこんでいきたい。」と答弁しています。20 年変わらない文言を「基本計画」とするのはやる気がないと述べているのも同然です。直近の大臣答弁よりも後退するような計画にすべきではありません。</p> <p>(2) 女性差別撤廃委員会の総括所見の履行状況をチェックし、履行促進のための方策を勧告する専門委員会を、男女共同参画会議の下に常設すべきです。そうでなければ「女性差別撤廃条約の積極的遵守」を確保することは難しいと思います。CEDAW からは同じ勧告が繰り返されています。2016 年の CEDAW の日本審議においても、委員の日本に対するいらだちは相当なものでした。さまざまな国際ランキングの大半で、日本は「先進国最下位」になっています。ジェンダーギャップ指数のランキングが下がり続けているのもその一つです。女性差別撤廃条約の積極的遵守を言葉だけにしない体制が必要です。</p>
013	女	70代		<p>日本は女性差別撤廃条約（CEDAW）は批准していますが、その選択議定書を批准していません。CEDAW と選択議定書は車の両輪のようなものです。CEDAW を女性個人レベルまで実効性あるものにするために議定書の批准が必要です。189 か国が CEDAW を批准し、114 か国が議定書を批准しているとのこと。議定書を批准しないのは、女性差別撤廃への日本の本気度が疑われます。</p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求めます。</p>
014	女	団体		<p>「基本認識」には、「国際社会におけるジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントの進展を真剣に受け止め、国際規範・基準や国際合意等を国内政策に適切に反映していく」こと、女性差別撤廃条約の積極的遵守が明記されている。女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し、結果としての平等も求めている。そのために、以下のことは欠かせない課題であり、早急に実現しなければならない課題である。「基本計画」への明記を求める。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書については、いつまでも「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。</p> <p>(2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>(3) ILO 第 111 号（差別禁止）条約、第 175 号（パート労働）条約、第 183 号（母性保護）条約、第 190 号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。</p> <p>(4) 感染症対策について、国連と協力し、国際的感染症の統計・データの蓄積・共有・対策をジェンダー視点から活用し、「だれ一人取り残さない」SDGs の達成を目指すことを加える。</p> <p>(5) 国際平和への貢献についても触れること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連安保理決議 1325 号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を国際機関・NGO などと連携しつつ、効果的に実施し、平和構築及び復興開発等の意思決定プロセスへの女性の参画をいっそう促進する。 <p>(6) 紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴</p>

				<p>追、犯罪予防、被害者保護及び社会復帰に着実に取り組むことを加える。</p> <p>(7) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。</p>
015	女	50代	86	<p>第4次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書」については「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「早期批准について真剣に検討をすすめる」とされていたにもかかわらず、いまだに批准されていない。2019年にILOで採択された「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条約」等、未締結の条約の早期締結に向けて、これまで以上に積極的に取り組み、国際社会の一員としての責務を果たすべきである。</p>
016	団体	団体		<p>基本認識では、「国際社会におけるジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントの進展を真剣に受け止め、国際規範・基準や国際合意等を国内政策に適切に反映していく」と女性差別撤廃条約の積極的遵守が明記されているが、女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し結果としての平等も求めている。よって、以下のことは欠かせない課題であり、必ず明記すべきである。</p> <p>○女性差別撤廃条約選択議定書については、「真剣に検討」ではなく「期限をきった早期批准」を明記すること。</p> <p>○選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>○ILO第111号（差別禁止）条約、第175号（パート労働）条約、第183号（母性保護）条約、第190号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を明記すること。</p> <p>○感染症対策について、国連と協力し、国際的感染症の統計・データの蓄積・共有・対策をジェンダー視点から活用し、「だれ一人取り残さない」SDGsの達成を目指すことを加えること。</p> <p>○国連安保理決議1325号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を国際機関・NGOなどと連携しつつ効果的に実施し、平和構築及び復興開発等の意思決定プロセスへの女性の参画をいっそう促進することを明記すること。</p> <p>○紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追、犯罪予防、被害者保護及び社会復帰に着実に取り組むことを加えること。</p> <p>○女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記すること。</p>
017	女	70代		<p>女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年に、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱えている問題解決のために改めて採択されたのが「女性差別撤廃条約選択議定書」で、2つはセットです。批准国は114カ国になっており、日本は未批准です。</p> <p>昨今、女性活躍等々が言われていますが、現実には厳しいものがあります。この機会に、是非、「選択議定書」の批准をしていただきたいものです。</p>
018	女	80代以上	9	<p>「暫定的特別措置」</p> <p>2020年3月の女性差別撤廃委員会から日本政府に対する「第9回日本定期報告への事前質問事項」para.7は、「男女間の事実上の平等を加速するために第4次男女共同参画基本計画において設定された数値目標の影響と成果に関する情報を提供してください。条約第4条第1項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第25号（2004）に従い、法令によるクォータ制を採用する取り組みについて報告してください。……第5次男女共同参画基本計画において女性の地位向上に特定して設定された目標と指標について詳しく述べてください」と述べています。</p>

			<p>また、para. 14. では、「前回総括所見 (paras. 18, 19, 30, 31) に沿って、ジェンダー・パリティ (ジェンダー公正) を達成するための政党に関する立法内容の変更についての情報、及び立法府、行政府、司法府における女性の参加に関する最新の統計を提供してください。また、その法律に不遵守に対する制裁が含まれているか、また実施のための仕組みが設置されているかどうかを示してください。……第 5 次男女共同参画基本計画における指導的地位に女性をつけるための目標割合と取られる戦略に関する情報を提供してください」と述べています。</p> <p>これに対し、第 5 次基本計画策定に当たっての基本的な考え方 (素案) の第 1 部 2 では、2003 年以来 202030 を目標に掲げ取組を進めてきたが、「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」 (p. 1) と述べ、第 1 部 3 (1) (2) で、「2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める」 (p. 9~10, 同旨 p. 13) として、具体的な数値目標を示していません。</p> <p>202030 の目標がなぜ達成できなかったのか、17 年間どのような取組をしたのか、何が欠けていたのかを精査し、達成できなかった原因を詳細に追及したうえで、新たに明確な数値目標を設定し、これまでとは違った不遵守に対する制裁のある法律の制定を含む実効性ある措置を取るべきです。とりわけ、政党による候補者数の均等を義務づける政治分野における男女共同参画推進法の早急な改正が必要です。また、指導的地位につく女性を養成するために、女性のエンパワーメントに向けて、意識向上のためのキャンペーンなどを積極的に行うべきです。</p>
019	女	80 代以上 1	<p>「表記について」</p> <p>(1) 元号と西暦年号の併記 基本計画では、年号が重要です。たとえば、第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 (素案) の表紙は、「令和 2 年 7 月」と表記されていますが、是非、西暦年号を併記してください。本編では、かなり併記が行われていますが、そうでない箇所もあります。また、資料「第 4 次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」でも、成果目標 (期限)、計画設定時の数値、最新値がいずれも元号のみで表示されており、比較も困難です。計画のすべての事項について西暦年号の併記をお願いします。</p> <p>(2) 「女子」という表現は、「女・子ども」を表します。Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women は、「女性差別撤廃条約」と表記していただきたいと思います。</p> <p>(3) 女性差別撤廃委員会の Concluding observations を政府は「最終見解」としていますが、英語の意味からも「総括所見」と表記していただきたいと思います。</p>
020	女	80 代 80	<p>「女性差別撤廃条約・総括所見・一般勧告等の周知」</p> <p>女性差別撤廃委員会は、直近 (2016 年) の総括所見第 53 パラグラフで「締約国 (日本) の公用語で、本総括所見を締約国のあらゆるレベル (国、地方、地域) の関係諸機関、特に</p>

	以上	<p>政府、各府省庁、国会、司法機関などにタイムリーに周知普及し、その完全履行を可能にするよう要請する。委員会は、締約国に対し、使用者団体、労働組合、人権・女性団体、大学、研究機関、メディアなどすべての関係者と協力するよう促す。また委員会は、本総括所見を適切な形で地域レベルにも普及し、履行できるように勧告する。加えて委員会は、締約国に、女性差別撤廃条約、同条約選択議定書とその先例及び委員会の一般勧告について、すべての関係者への周知普及を継続するよう要請する」と述べています。</p> <p>また、第9パラグラフ(c)では、「選択議定書の下で委員会が決定した先例について、法律専門家及び法執行官に研修すること」を政府に求めています。</p> <p>一方、わが国では、「第4次男女共同参画基本計画における成果目標の動向」(p.135)によれば、「女子差別撤廃条約という用語の周知度」は、2020年度までに50%以上を目標値にしなから、計画策定時である2012年の34.8%から、7年後の最新値2019年度に34.7%に下がってしまっており、周知度を上げるための努力の跡がまったくみられません。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画策定に当たったの基本的な考え方(素案)第9分野2(1)施策の基本的方向に「女性差別撤廃条約・勧告等の周知」を位置づけ、(2)具体的な取組(5)を女性差別撤廃委員会総括所見に沿って具体的に周知すべき内容を書き込むべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10分野1(1)に、「女性差別撤廃条約の普及」を位置づけ、(2)に、学校教育に女性差別撤廃条約の普及・促進を含めるべきです。 ・第10分野1(1)に、「女性差別撤廃条約総括所見・一般勧告の周知」を位置づけ、(2)に、国、地方公共団体あらゆるレベルの関係諸機関、特に政府、各府省、国会、司法機関、使用者団体、労働組合、人権・女性団体、大学、研究機関、メディア、教育界に研修等の機会を設けるべきです。とくに、法曹・法執行官には、選択議定書の先例の研修もしなければなりません。
021	女 団体	<p>「基本認識」のなかに、「女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取り組み、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取り組みにより、M字型カーブは解消に向かっており、第一子出産前後の就業率は5割を超えた」という記述がある。保育園に入れず仕事を辞めざるを得なかった女性たちは、これをどう読むだろうか。保育所不足、出産・育児により働き続けられない職場環境下の女性の苦しみを考えてほしい。また、女性労働者が増えたと言うが、増えたのは非正規労働者であり、さっそくコロナ禍のもとで雇用の調整弁として女性の非正規労働者が切り捨てられている現状を、直視して、「基本計画」を策定してほしい。コロナ禍の困難は、女性労働者とりわけ非正規労働者に集中して表れている。コロナ終息後の社会は、女性や非正規労働者が苦しむ社会であってはならない。素案では、「感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新しい可能性ももたらされている」としているが、それが本当の解決なのだろうか。コロナ前の苦しみを再生産してはならない。以下の点を盛り込むことを求める。(1)ワークライフバランス、ディーセントワークの実現に向け、男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェSSIONAL制度を拡大しないこと。(2)性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。(3)セクハラ・マタハラ・パワハラなど包括的なハラスメント禁止法を制定し、罰則規定を</p>

			<p>設けること。(4)最低賃金引上げ、両立支援策拡充のため、中小企業への支援策をすすめること。(5)性別役割分業の考え方に基づいた労働政策、税制度、福祉制度の見直しを行うこと。(6)「多様で柔軟な働き方」という名目で、フリーランスなど「雇用によらない働き方」を拡大しないこと。(7)保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。(8)ILO第111号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO第175号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO第190号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などを批准すること。</p>
022	団体	団体	<p>基本認識における「女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取り組み、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取り組みにより、M字型カーブは解消に向かっており、第一子出産前後の就業率は5割を超えた」という評価は一面的である。保育園に入れずに仕事を辞めざるを得なかった女性、保育園の入園が決まらず仕事の復帰ができなかった女性、非正規であるため出産・育児に関する休暇や労働軽減が保障されず辞めざるを得なかった女性などの事例はまだまだまだたくさんある。そうした働く女性の困難さへの想像力が欠けていると言わざるを得ない。また、女性労働者が増加していると記述しているが、増えたのは非正規労働者であり、「コロナ禍」のもとで雇用の調整弁として女性の非正規労働者が切り捨てられている現状をぜひ直視していただきたい。素案では、「感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新しい可能性ももたらされている」としているが、これだけでは、現存する格差や困難は解決されない。こうした観点から、以下のことをぜひ盛り込こんでいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワークライフバランス、ディーセントワーク実現の前提として、男女ともに長時間労働の解消、8時間労働制の厳守が不可欠であることを明記すること。 ○性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。 ○男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。 ○罰則規定も含めた包括的なハラスメント禁止法を制定すること。 ○中小企業や非正規雇用労働者の両立支援策拡充のための支援策を強化すること。 ○保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備を強調すること。 ○ILO第111号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO第175号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO第190号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などの批准を明記すること。
023	団体	団体	<p>2019年発表のOECDのレポートによると[1]、ODA二国間援助におけるジェンダー案件の比率がOECD平均より下回っており（平均は170億37万ドル、日本は152億43万ドル）ジェンダー案件の分類でもPrincipal（女性を主な裨益対象とする案件、ジェンダー平等政策・制度支援案件）案件の比率は、最下位レベルとなっています（平均は1億5446万ドル、日本は1億750万ドル）。JICAの事業でジェンダー主流化を推し進め、Principal案件の比率を上げるよう目標設定をしてください。JICAのジェンダー平等・貧困削減推進室によって立案時にJICA全案件をスクリーニングしていることは大いに評価します。しかし、案件実施から完了にかけてジェンダー主流化を見ていく機能は発展途上といえます。モニタリング・評</p>

			<p>価の際にも一定の強制力をもつジェンダー主流化の視点をもったスクリーニングの仕組みを構築してください。</p> <p>「女性の活躍推進のための開発戦略」、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」といった政策文書の策定自体は評価しますが、現況は実効性に乏しいため、行動計画に基づいて各省庁・関係機関が確実に計画を実施していく仕組みをつくってください。特に「女性の活躍推進のための開発戦略」はどのように実施していくのか明示的な行動計画や指標をつくるように検討してください。また、日本における女性差別撤廃条約（CEDAW）の勧告に対応し、選択議定書批准の検討案について確実に実行をするようにしてください。</p> <p>[1] OECD, 2019. Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment: Donor Charts</p>
024	女	30代	<p>ODA のジェンダー主流化をもっと強化することが、国際社会の中で日本がジェンダー問題に真剣に取り組んでいることを示すのに直結すると思います。途上国に限らず、国際社会におけるあらゆるジェンダー関連の条約・会合に積極的に参加し、むしろ牽引することが、現在の日本のジェンダーに消極的なイメージ（ランキング等）を払しょくするのに重要だと思います。</p>
025			<p>3 平成27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、日本の安倍総理が賛成したものであり、日本政府が我がこととして、主体的に努力していく目標である。であるのに、国際社会の出来事であるがごとく、他人事感がにじんでいるのはなぜか？</p>
026			<p>・ p86 第11分野 ②女子差別撤廃条約の選択議定書について早期締結について真剣に検討を進めて、実現してほしい。 ③「その他男女共同参画に関連の深い未締結の条約について、締結する際に問題となりうる課題を整理するなど具体的な検討を行う」だけでなく、締結を実現してほしい</p>
027			<p>第11分野、女性差別撤廃条約を積極的に遵守とあります。女性差別撤廃委員会より繰り返し要請されている選択議定書の批准の実現について、いかがお考えでしょうか？可及的速やかに批准するとしていただきたいと思います。</p>
028			<p>第11分野、(2)のイ、①について、女性差別撤廃委員会の最終見解の履行を監視・モニタリングする専門調査会を常設すべきである。また、選択議定書の批准は20年1日の如く、「早期締結について真剣に検討を進める」と言っている。どこでどう検討を進めるのか。具体的なタイムフレームを明らかにすべき。</p>
029			<p>第11分野について、○女子差別撤廃条約の遵守については、第4次でその周知度は成果目標にも達しておらず、低下しており、より積極性を明記してほしい。全国各地の男女共同参画センターでのセミナー開催などの実施するような具体的な取り組みが必要と思われます。また、選択的議定書の早期締結はより強力に推進していただきたいと思います。</p>
030			<p>○第4次計画にあった未締結条約の批准が消えていますが、特にILO第111号条約批准の継続検討すべきだと思います。世界の174カ国93%が批准済みです。（国内でも、雇用や職業における差別は大きな課題であることから、第11分野が不適であれば、第2分野で考えていただきたいと思います。これは、外国人技能修習・実習生にも関わる）</p>

031			第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 女子差別撤廃条約に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める」としているならば、「批准する」ことを明記すべき。「検討を進める」では5年前と同じ。
032	女	50代 85	男女共同参画基本法第7条では、我が国の男女共同参画の形成は国際的協調の下に行われなければならないとあり、第11分野で国際的共通用語であるジェンダー平等、女性・女性のエンパワーメント、ジェンダー主流化という用語を使用していることは理解できる。但し基本認識の中に、「政府が行うあらゆる取組みにおいて常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し政策に反映していく。」とあるが、世間で男女共同参画が周知されるほど、現場では男女共同参画とジェンダー平等の用語の違いや使い分けの混乱がよく起こっているので用語を統一するかまたは、違いを示してほしい。混乱により正しく全体の男女共同参画が理解されないと懸念し、さらに第11分野と他の分野の関係が不明瞭に見える。
033	女	40代	ジェンダー平等思想は女性差別を促進させます。 女性の肉体ゆえに被る差別は、女性差別です。 肉体の特徴が経済的なハンデにならないよう、 産む女性に対し、ベーシックインカムを要求します。
034	女	60代	女性差別撤廃条約の実効性を高めるために女性差別撤廃条約「選択議定書」の早期批准を。
035	団体	団体	第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 以下の点について、早急に実現を目指すため、「基本計画」への明記を求めます。 (1) 女性差別撤廃条約選択議定書については、いつまでも「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。 (2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。 (3) ILO第111号（差別禁止）条約、第175号（パート労働）条約、第183号（母性保護）条約、第190号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。 (4) 感染症対策について、国連と協力し、国際的感染症の統計・データの蓄積・共有・対策をジェンダー視点から活用し、「だれ一人取り残さない」SDGsの達成を目指すことを加える。 (5) 国際平和への貢献についても触れること。 ・国連安保理決議1325号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を国際機関・NGOなどと連携しつつ、効果的に実施し、平和構築及び復興開発等の意思決定プロセスへの女性の参画をいっそう促進する。 (6) 紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追、犯罪予防、被害者保護及び社会復帰に着実に取り組むことを加える。 (7) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。
036	団体	団体 86	ア 以下を追記する

				「SDGs ゴール5を2030年まで達成するには、世界ワースト10になっている女性議員の過少の改善が喫緊の課題である。そのために、世界の130カ国ほどが実践している政治分野におけるクォータ制の導入促進を図る。」
037	団体	団体	86	<p>(2) 具体的な取り組み</p> <p>イ 以下を追記する</p> <p>「女性差別撤廃委員会から勧告を受けている民法改正を早急に実施する。」</p>
038	団体	70代	86	<p>女性差別撤廃条約の選択議定書を女性差別撤廃委員会の第9回日本定期報告審議までに批准すること。</p> <p>選択議定書は本年8月現在、締約国189か国中114か国となり、個人通報制度は本年1月現在、40か国の女性から155件の個人通報を受け付け、32件の条約違反を認定するなど、条約の実効性確保に貢献しています。</p> <p>日本は1985年に条約を批准して以来、35年を迎えていますが条約を裁判基準として勝訴した判例はないなど、条約の実効性を欠いていると言わざるをえません。〈男女差別裁判が最高裁で棄却〉</p> <p>2015年、中国電力の男女賃金差別裁判が最高裁で棄却され、高裁での原告全面敗訴が確定しました。判決は、昇格・賃金での格差を認定し、統計学の専門家は意見書で統計的に分析し、「格差は到底偶然的なものとはいえ、著しい男女の格付け格差及び賃金格差が存在している」と証言しましたが最高裁で棄却。</p> <p>東和工業コース別男女差別裁判では、上司は原告を出張させない理由を「原告は主婦だから」と平気で答え、判決ではこのような差別的な企業の主張を丸のみにして、職能給部分の男女差別を認めませんでした。裁判所は、職務の評価を怠ったうえに、「企業の裁量」を理由に、ジェンダー・バイアスに踏み込もうとしませんでした。2018年5月、最高裁で棄却されました。</p> <p>原告らはいずれも長年勤務してきた正社員です。企業による人権と人格を無視した女性差別の解決を願い、長年の裁判を余儀なくされましたが、最高裁棄却で大きな衝撃を受けました。</p> <p>この状況を脱出し、真のジェンダー平等社会になるには、選択議定書の批准以外にありません。2001年～16年には、参議院本会議で20回、批准要請の請願が可決しています。地方議会の早期批准を要請する意見書採択が20を超えています。本年通常国会では、茂木俊充外務大臣が早期の批准に向けた積極的な姿勢を示され、橋本聖子男女共同参画担当大臣が「先進国にとって重要な課題であり、しっかりリーダーシップをもって取り組む」旨答弁されました。</p> <p>本年3月、女性差別撤廃委員会から発出された「第9回日本定期報告への事前質問事項」1.では、選択議定書批准に向けた日本の検討状況、批准のための障壁、批准へのタイムフレームなど、日本政府は2021年3月までに、これに回答する必要があるとあり、また、その後行われる委員会で取り上げられること必定です。</p>

039	女	70代	<p>女性の生涯賃金は、正規雇用から排除されることも多く、男性の50%前後です。若年時の低賃金と不安定雇用は生涯にわたり影響し、年金額に格差をもたらします。女性の雇用を守るとともに、最低年金制度の確立が必要です。</p> <p>また、職種により左右されない休業補償制度の確立と最低所得補償、全国一律の誰にでもどこでも適用される時間給制度を作ることが必要です。少子化対策や地方格差の是正にも貢献するにちがいません。</p> <p>自営業者への休業補償や家族労働者の労働を賃金として認めることなど永年の課題も解決されるべきです。</p> <p>解決を待っている課題が多々あります。</p> <p>早急に解決するために政府としてすぐにできる「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する選択議定書」を批准してください。</p>
040	団体	団体	<p>第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和に以下の点を盛り込むことを求めます。</p> <p>(1) ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワークの実現に向け、男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェッショナル制度を拡大しないこと。</p> <p>(2) 性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。</p> <p>(3) セクハラ・マタハラ・パワハラなど包括的なハラスメント禁止法を制定し、罰則規定を設けること。</p> <p>(4) 最低賃金引上げ、両立支援策拡充のため、中小企業への支援策をすすめること。</p> <p>(5) 性別役割分業の考え方に基づいた労働政策、税制度、福祉制度の見直しを行うこと。</p> <p>(6) 「多様で柔軟な働き方」という名目で、フリーランスなど「雇用によらない働き方」を拡大しないこと。</p> <p>(7) 保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。</p> <p>(8) ILO 第111号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO 第175号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO 第190号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などを批准すること。</p>
041	女	70代	85 <p>女性差別撤廃条約の選択議定書について、「女性差別撤廃委員会の第9回日本定期報告審議までに批准する」としてください。 選択議定書は本年8月現在、批准国は条約締約国189か国中114か国となり、個人通報制度は本年1月現在、40か国の女性から155件の個人通報を受け付け、そのうち32件で条約違反を認定するなど、条約の実効性確保に貢献しています。日本は、1985年に条約を批准して以来、今年は35周年を迎えています。しかし条約を裁判基準として勝訴した判例はないなど、条約の実効性を欠いていると言わざるをえません。＜男女差別裁判が最高裁で棄却＞2015年3月、中国電力の男女賃金差別裁判が最高裁で棄却され、全面敗訴の判決が確定しました。判決は、昇格・賃金での格差を認定し、統計学の専門家は意見書で統計的に分析し、「格差は到底偶然的なものとはいえ、著しい男女の</p>

		<p>格付け格差及び賃金格差が存在している」と証言していますが、最高裁棄却です。東和工業コース別男女差別裁判では、裁判の中で、上司は原告を出張させない理由を「原告は主婦だから」と平気で答え、判決ではこのような差別的な企業の主張を丸のみにして、職能給部分の男女差別を認めませんでした。裁判所は、職務の評価を怠ったうえに、「企業の裁量」を理由に、ジェンダー・バイアスに踏み込もうともしませんでした。2018年5月、最高裁で棄却。原告らはいずれも長年勤務してきた正社員です。企業による人権と人格を無視した女性差別の解決を願って裁判しましたが、最高裁棄却で大きな衝撃を受けました。この状況を变え、真のジェンダー平等社会になるには、選択議定書の批准以外にありません。2001年から、参議院本会議で20回、批准要請の請願が可決しています。地方議会の早期批准を要請する意見書採択が20を超えています。本年通常国会では、茂木俊充外務大臣が早期の批准に向けた積極的な姿勢を示され、橋本聖子男女共同参画担当大臣が「先進国にとって重要な課題であり、しっかりリーダーシップをもって取り組む」旨答弁されました。本年3月、女性差別撤廃委員会から発出された「第9回日本定期報告への事前質問事項」1. では、選択議定書批准に向けた日本の検討状況、批准のための障害、批准へのタイムフレームなど、回答するようにとあり、また、その後行われる委員会で取り上げられること必定です。</p>
042	団体 団体	<p>1 SDGsやCEDAWなど国連機関等との協調 イ女性差別撤廃条約の積極的遵守等 女性差別撤廃条約選択議定書の批准は「女性差別撤廃条約の積極的遵守」の証左として直ちに実行に移すべきであり、まさに「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」である。2021年3月が回答期限であるCEDAW事前質問では、「選択議定書の未批准につながる批准の障害」について、また「選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められている。</p> <p>第201国会（2020年）で茂木外務大臣は「しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない」、橋本男女共同参画担当大臣は「リーダーシップをもって外務省とともにとりくんでいきたい」と答弁した。同国会での政府答弁では、批准に向けての障害といえるものはないことが明らかとなっている。</p> <p>2020年末策定の第5次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことはもはや容認できない。1999年以来20年以上の検討内容・結果に基づき、いまだに批准のための障害があるというなら、課題とその解決策を明らかにし、2021年通常国会で批准承認を求めするための計画を明記することが求められる。</p> <p>男女共同参画に関係の深い条約として「具体的な検討に着手する」と第4次計画に記載されていたものをはじめ、以下のILO条約についての検討結果を明記し、批准計画を示すべきである。</p> <p>★「具体的な取組」に以下の項目を盛り込むこと</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准する計画を明示すること。</p> <p>(2) 差別待遇条約（111号）、パート労働条約（175号）、母性保護条約（183号）、家事労働者条約（189号）、暴力とハラスメント条約（190号）の批准計画を示すこと。</p> <p>3 ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップの発揮</p>

043	女	70代	<p>第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>P86(2) 具体的な取り組み</p> <p>イ (2) 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准の明記を要望する</p> <p>(3) ILO111号、175号、183号、189号、190号条約の早期批准を要望</p>
044	団体	団体	<p>また、第11分野1(2)イ(2)選択議定書は、来年3月までに批准、とする。</p>
045	女	60代	<p>女背差別撤廃条約の個別通報制度、選択議定書の批准をしてもらいたい。</p> <p>SDGsが周知されるように働きかけ、暴力と差別のない社会をめざす。</p>
046	団体	団体	<p>・LGBTに関して、国内の法整備も進んでいない中、日本は国際的に期待される役割を果たしているとは言えない。国連のFree&Equalキャンペーンや、Equal Rights Coalitionに積極的に参加し、特にアジア地域でのLGBTに関する運動を支援することを明記してほしい。</p>
047	女	60代	<p>毎年発表されるジェンダーギャップ指数は、いつも日本は低く、特に国会議員の女性比率は193か国中166位という低位です。長い間の家父長制、戸主制度等々の中で前近代的な意識を引きずり女性の平等を求める声を阻止してきた結果だと思えます。政治家や、社会の指導的立場にある人たち（特に男性）の意識変革が、まず必要です。あらゆる場面で男女が平等に扱われるよう、第5次男女共同参画基本計画の策定を期待します。</p> <p>また、ハラスメント禁止条約の批准や、女性議員を増やすためのクオータ制の導入について、選択制夫婦別姓について、早期に実現するようお取り組み頂きたく、切にお願いいたします。</p>
048	女	60代	<p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書の批准と</p> <p>(2) 選択的夫婦別姓制度の導入をクリアして</p> <p>(3) SDGsのNO5 ジェンダー平等の推進に努める。</p> <p>(4) 学習指導要綱の改訂は10年に1度ではなく、毎年男女共同参画の暴力防止については追加して、バージョンアップする。</p> <p>(5) 女性に対して、日々の暮らしの中で人格の否定などの人権に対する差別をやめ尊重する。</p>
049	団体	団体	<p>基本認識</p> <p>第4次計画の第1分野「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」が削除されているが、実施の総括と第5次への継続性の説明が必要である。</p> <p>「多様で柔軟な働き方」を推進する為に「多様な正社員」や雇用によらない働き方、フリーランス、起業などの推奨が随所に見受けられる。「働き方改革」の精神と企業中心の人材活用が色濃く出されジェンダー平等の視点が薄れている。男女の賃金格差解消の具体的な方針を示すべき。ワークライフバランス実現のための長時間労働の削減は、労使の自主性に任せるのではなく法的規制を強めるべきである。「第1子出産後の就業率は5割を超えた」としているが、5割近くが就業継続をしていないことの原因を明らかにし、施策を示すべきである。この改善なしに女性の管理職の比率は増加しない。公的保育の拡充による待機児問題解消に本項で言及すべきである。コロナ禍で真っ先に仕事を失ったのは非正規労働者であった。テレワーク、オンラインの活用を推進しているが、実態を把握し、女性の参画拡大に利するか十分な検討が必要であり安易な導入推進はすべきではない。</p> <p>★「具体的な取組」に以下の項目を盛り込むこと</p>

			<p>(1) 「多様で柔軟な働き方」で際限のない不安定な雇用を容認するのではなく、期限の定めのない直接雇用の労働契約を原則とし、有期雇用の規制、派遣労働は臨時的・一時的、専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること</p> <p>(2) ワークライフバランス、ディーセントワークの実現に向け男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェッショナル制度を拡大しないこと。</p> <p>(3) 非正規雇用労働者の賃金の底上げをはかるため、生計費原則により最低賃金を引き上げること。全国一律最低賃金制度の確立。事業主負担を軽減する中小企業への支援策を進めること。</p> <p>(4) 性別役割分業に基づく税制度の見直し。家族従業者の働き分を認めるよう所得税法 56 条を廃止すること。</p> <p>(5) 介護離職ゼロに向け介護をしながら働き続けられるよう介護保険制度を改善すること。</p> <p>(6) 公的保育所増設、学童保育の拡充、子どもの医療費無料化、教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。</p> <p>(7) 国際基準に基づく計画となるよう、ILO190 号、175 号、110 号条約等を早期に批准すること。</p>
050	団体	団体 28p	<p>2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進</p> <p>ア 男女雇用機会均等の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女間の賃金等待遇格差について、その構造的な要因を解消するには均等法の見直しが必要である。 ・ フルタイム正規雇用男女間格差の解消には、コース制や職能評価・人事考課の判断にジェンダー差別が入りこまないようにすること、統計的差別（雇用や昇進の機会の不平等、コース制の採用の根拠）のような経済的不合理の解消が必要である。 ・ 日本ではワーク・ライフ・バランスが実現されていないことが男女間格差の要因になっている。女性の多くが出産退職し、常勤としての職場復帰は困難で、その原因はハードワークや周囲の理解のなさ、待遇上の不利益や差別にある。女性は低賃金で非正規雇用でしか復帰できないことから、子どもをもっている労働者の男女間賃金格差は OECD 加盟国中最大である。 <p>イ 男女間の賃金格差の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ILO100 号条約に則り、国際基準の職務評価をシステム化するべきである。 <p>労働基準法 4 条に基づく監督を、国際基準に照らして（職務評価の手法による男女間賃金格差の解消、間接差別や合理的配慮の欠如など差別の定義に照らして）よりきめ細かく実効性あるもとするため、法制度を整備すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女間の賃金格差は OECD 諸国で日本はワースト 3 位である。平均 13.6%より 10 ポイント以上も差別がある男女間賃金格差の是正に向けて、本気で具体的な取り組みが必要である。 ・ 女性活躍推進法の改定と合わせ、均等法の対象に「賃金」を加え、国連女性差別撤廃委員会から勧告を受けている「差別の定義」を入れるべきである。

			<p>ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるハラスメントをなくすには 事業主に対する措置義務では不十分である。ハラスメントのない職場は労働者だけではなく企業にとっても有益である。 ハラスメント防止法をすべてのハラスメント禁止法に改定し、速やかに IL0190（ハラスメント禁止）条約を批准すべきである。 ・育休後に有期契約となり、1 年後に雇止めとなったマタニティハラスメント裁判の高裁判決（2019 年 11 月東京高裁）では、原告の正社員としての地位確認を棄却した。最高裁に上告中だが、司法はあらゆるハラスメントをなくすために尽力し、英断を下すべきである。
051	団体	団体	女子差別撤廃条約を女性差別撤廃として書き換えていただきたい。
052	女	70代	<p>○日本国憲法と女性差別撤廃条約の誠実な順守を</p> <p>○議定書をいつまでも「検討」でなく、期日を決め批准を</p> <p>○選択的夫婦別姓制度の実現一夫婦同姓は日本だけ、主流は選択型、原則別姓の国もあります。</p>
053	団体	60代 85	<p>女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し、結果としての平等も求めている。「基本計画」への明記を求める。</p> <p>2021 年 3 月が回答期限である CEDAW 事前質問では、「選択議定書の未批准につながる批准の障害」について、また「選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められている。</p> <p>第 201 国会（2020 年）で茂木外務大臣は「しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない」、橋本男女共同参画担当大臣は「リーダーシップをもって外務省とともにとりくんでいきたい」と答弁した。同国会での政府答弁では、批准に向けての障害といえるものはないことが明らかとなっている。</p> <p>2020 年末策定の第 5 次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことはもはや容認できない。1999 年以来 20 年以上の検討内容・結果に基づき、いまだに批准のための障害があるというなら、課題とその解決策を明らかにし、2021 年通常国会で批准承認を求めるための計画を明記することが求められる。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書は、「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。</p> <p>(2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>(3) ILO 第 111 号（差別禁止）条約、第 175 号（パート労働）条約、第 183 号（母性保護）条約、第 190 号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。</p> <p>(4) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。</p> <p>(5) 地方公共団体の男女共同参画センターや女性センターの外部委託化を中止して直営に戻し、機能強化を図る必要がある。</p>
054	女	30代	<ul style="list-style-type: none"> ・女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准の明記を要望します。 ・選択的夫婦別氏や同性婚法など民法改正等の法整備についても明記を要望します。

055	女	60代	86	<p>(1) 女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結については、真剣に検討をすすめ、実現を強く要望する。</p> <p>(2) 2020年5月59か国が賛同する「COVID19危機下におけるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスライツを擁護し、ジェンダーに基づいた対策の促進を求める」共同声明に日本も賛同した。COVID-19の影響で社会の在り方や人間の生き方も変わってきている。この共同声明の内容をぜひ第5次に取り入れること。</p>
056	女	70代	85	<p>「これらの重みを十分に認識し、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し施策に反映していく。」との認識および基本的方向を支持します。</p> <p>しかし、これは11分野に限らず、第5次基本計画全般に言えることなので、第1部 基本的な方針で示すべきと思います。</p> <p>○男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値であることから、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し施策に反映していく。それが、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも資する。</p>
057	女	70代		<p>イ、女性差別撤廃条約の積極的遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会からの最終見解の実施状況を定期的に監視・把握する常設の委員会を設置すべきである。 ・選択議定書の早期締結を明言し、2020年通常国会で批准すべきである。 ・女性差別撤廃条約の周知に向けた課程を学校教育の中に設けるべきである。
058	女	70代		<p>女性差別撤廃条約の選択議定書を、2021年3月に批准すること。</p> <p>※条約締結年と4年毎に出す国家報告書に対して、1～数回分に対してCEDAWの審査がある。政府には前回の勧告等に関して事前質問が既に届いている。これも日本の恥です。</p>
059	女	70代	85	<p>以下の【 】を追加する。</p> <p>○近年、G7やG20、APEC、OECD、【国連防災世界会議、気候変動枠組条約締約国会議】といった国際会議や多国間協議において・・・</p>
060	女	10代以下		<p>女性差別撤廃条約に合致して実施されているか否かを監視するシステムの構築を明記すべきである。男女共同参画会議に常設の「女性差別撤廃条約専門調査会」を設置して、各府省の実施状況を常時モニターし、結果を公表し、改善策を勧告していくことが必要である。</p>
061	その他	40代		<p>「イ）女子差別撤廃条約の積極的遵守等 2. 女子差別撤廃の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」とありますが、20年間検討してきたので、今年度に批准してください。</p>
062	女	50代	87	<p>(2) 具体的な取組</p> <p>→G20国際合意や議論が国内施策に適切に反映し実施するにあたって、市民社会組織との対話を重ねながら進めることを明記してください。</p>
063	女	40代		<p>1985年に女性差別撤廃条約を批准した国として、一刻も早く選択議定書を早期締結すべきです。できれば2021年3月までに締結できるよう取り組んでいただきたい。もし、そ</p>

				れまでに締結できない場合は、批准までのタイムフレームを計画の中で具体的に示してください。
064	女	60代	86	<p>女性差別撤廃条約選択議定書を、遅くとも、2025年12月末までに批准しなければなりません。</p> <p>同選択議定書の批准の社会的機運を促すために、同選択議定書の2つの制度である「個人通報制度」と「調査制度」の国連の女性差別撤廃委員会の公表事例を、日本語訳にして内閣府男女共同参画局のホームページに掲載してください。</p> <p>女性個人の被害と人権侵害の「救済」を目指す、日本での具体的な指針となります。事例は、ジェンダーに基づく女性に対する暴力が多いですから、日本の参考に大いになります。</p>
065	女	60代		<p>第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</p> <p>基本認識においては、国際的な協調及び貢献する立場でのさまざまな取り組みをすすめる記載となっています。しかし、具体的な取組では、各種条約について検討にとどまっています。検討ではなく、早期批准と明記すべきです。以下を盛り込んでください。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書については、「早期批准」を明記してください。</p> <p>(2) ILO第111号、ILO第175号、ILO第183号、ILO第189号、ILO第190号の早期批准を明記してください。</p> <p>以上(1)、(2)を明記したうえで、批准するためのアプローチを記載してください。</p>
066	女	70代		<p><施策の基本的方向と具体的な取組> 1 (2) イ女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (意見) 条約批准から35年も経っているのに、裁判でも日常生活においても、条約の効果があつたという姿が見られない。そもそも日本は、国際条約を軽視しているのではないかと思われる。女性差別撤廃委員会からの度重なる勧告もまともに取り上げられず前進や変化が見られない。多くの女性たちがそのことを強く訴え運動をしてきた。条約の実効性を高めるには、選択議定書の批准についてももっと強く押し出していくべきである。担当大臣等国政の担当者だけが繰り返しお題目を唱えているように見える。この停滞を打破するために、男女共同参画会議の下に、民間の専門家を交えた「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、課題を明確にして解決のための具体的な手立てや目標、タイムスケジュールを設定して取り組むことを明記してほしい。選択議定書の批准についても何度もチャンスがあつたと思う。批准できない特別な理由は説明されていない。この基本計画には、いつまでに批准するか目標を明記してほしい。</p>
067	女	50代	86	<p>2019年12月に改定された「SDGs実施指針改定版」には、パブコメの成果として、8優先分野に「ジェンダー平等の実現」が入り、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」となりました。加えて、ジェンダー平等が「分野横断的課題であり、SDGsの全てのゴール実現に不可欠」であることも明記されています。また、実施指針改定版に基づく「SDGsアクションプラン2020」では、3本柱の一つに「次世代・女性のエンパワーメント」が挙げられています。</p> <p>SDGsは、ジェンダー平等を通じて持続可能な社会・経済・環境をつくる目標ですが、こうした視点は、今の素案では明確ではありません。</p>

				SDGs を国際協調や国際貢献の一環としてではなく、日本の未来を創造する目標として位置づけ、そのためにジェンダー平等の実現が不可欠であることを明記してください。
068	女	50代	85-	<p>85 頁：【基本認識】3 つ目の○以降</p> <p>「女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取り組みを進める。」について具体的施策を講じる必要がある。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会から具体的な改善を求められている個々の事項については、当事者や専門家も招いて対応を協議する組織を作り、議論し、具体的な政策を提言し、実行していくといった取り組みのために人材と予算を投入すべきである。</p> <p>女性に対する差別は女性の生殖機能が男性とは違っているという事実根拠に根拠しているため、リプロダクティブ・ヘルス&ライツは女性の人権の要である。だが、諸外国に比べて、この領域に関する日本の対応は著しく立ち遅れており、状況改善のために努力を集中すべきである。日本の低用量避妊薬の認可は海外の先進国より 40 年ほど遅れ、経口の避妊薬の認可もすでに 30 年以上遅れているのは、女性のみが必要とする医療保健のニーズを政府が重要視せず、具体的な対策を全く行ってこなかったことが大きく影響している。</p> <p>このたびのコロナ・パンデミックに際して、国連総長は「新型コロナウイルスが及ぼす悪影響は、健康から経済、安全、社会保障に至るまでのあらゆる領域において、単に性別だけを理由として、女性及び女兒にとって大きくなっている」と懸念を示し、国連人口基金は「新型コロナウイルスの感染拡大により、世界で数百万人の女性が避妊へのアクセスを失い、望まない妊娠や性差別による暴力に直面する」との予測を発表したのに対し、海外では各種の専門家や政治家から「女性のリプロダクティブ・ヘルスを守れ」といった声がすぐさま上がり、短期間に規制緩和や法改正まで行って実行力のある対策に乗り出した国が少なくない。</p> <p>ところが日本は DV 相談の枠を拡張した程度で、実態調査すらほとんど行われていないのが現状である。非常時には既存の不平等が深まり、社会、政治及び経済システムの脆弱性が顕わになるが、日本は国を動かしているリーダーたちの人権意識や性別による不平等についての関心があまりにも薄く、女性たちに対する人権侵害が目に見えるものになってすらいない。国民を教育するのと並行して政治家や官公庁の役人などに対して、女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する教育を徹底する施策が必要である。</p>
069	女	20代	86	<p>1. 条約の日本語訳を「女性差別撤廃条約」に改めるべきである。原文は women である。「女子」として示すことで、脆弱で従属的な集団の印象を与えている。</p> <p>2. これまでの女性差別撤廃委員会日本審査の総括所見（最終見解）を国会や国の機関などに情報提供しているとあるが、そこに含まれている懸念と勧告の実施に関して、市民社会との意見交換を通して、真摯に議論することを明記すべきである。</p> <p>過去の委員会の総括所見、とりわけ、第 5 回（2009 年）からの総括所見には、部落、アイヌ、在日コリアンを含むマイノリティ女性の人権と差別撤廃に関する勧告が多数だされてきた。上記 2. に提案する活動において、重要な課題とすべきである。</p> <p>その理由の一つに、2000 年以降、特に、国際社会あるいは国連の人権プログラムや議論にお</p>

			<p>いて、「交差性」の視点が重要性を増してきたことがある。特に女性に対する差別や暴力の議論においては、差別の「交差性」が前面に出され、対処すべき大きな問題として広く認識されている。日本の人権政策には、その視点や議論は見受けられない。日本がジェンダーギャップにおいて後塵を拝している現状と、差別の交差性の視点の欠落とは関係がないと言えるだろうか。国際社会との協調を唱えるならば、「差別の交差」や「複合的形態の差別」の理解は不可欠である。また、日本も支持している持続可能な開発が目指す「誰一人取り残さない」世界の実現にも欠かせない視点である。</p> <p>3. 女性差別撤廃委員会における第9回日本定期審査報告の審議までに選択議定書を批准することを明記すべきである。政府は、個人通報制度について過去さまざまな国連人権機関の場で「国内法制度との整合性を考慮しながら採用について検討している」と述べてきた。政府の情報によれば、省庁横断的な検討委員会が15年前に作られており、直近では2019年4月に開かれている。</p> <p>4. 「ジェンダー平等」の推進が本基本計画の機軸として位置付けられていることを歓迎したい。一方、現在の国際社会においてジェンダーを語るとき、多様な性の認知は欠かせない。さまざまな課題がバイナリー（男か女か）だけでは対応できない時代にある。今後、男女共同参画社会の実現を目ざすうえで欠かせない視点となることを付け加えたい。</p>
070	団体	団体	<p>86</p> <p>1. 条約の日本語訳を「女性差別撤廃条約」に改めるべきである。原文は women である。「女子」として示すことで、脆弱で従属的な集団の印象を与えている。</p> <p>2. これまでの女性差別撤廃委員会日本審査の総括所見（最終見解）を国会や国の機関などに情報提供しているとあるが、そこに含まれている懸念と勧告の実施に関して、市民社会との意見交換を通して、真摯に議論することを明記すべきである。</p> <p>過去の委員会の総括所見、とりわけ、第5回（2009年）からの総括所見には、部落、アイヌ、在日コリアンを含むマイノリティ女性の人権と差別撤廃に関する勧告が多数だされてきた。上記2. に提案する活動において、重要な課題とするべきである。</p> <p>その理由の一つに、2000年以降、特に、国際社会あるいは国連の人権プログラムや議論において、「交差性」の視点が重要性を増してきたことがある。特に女性に対する差別や暴力の議論においては、差別の「交差性」が前面に出され、対処すべき大きな問題として広く認識されている。日本の人権政策には、その視点や議論は見受けられない。日本がジェンダーギャップにおいて後塵を拝している現状と、差別の交差性の視点の欠落とは関係がないと言えるだろうか。国際社会との協調を唱えるならば、「差別の交差」や「複合的形態の差別」の理解は不可欠である。また、日本も支持している持続可能な開発が目指す「誰一人取り残さない」世界の実現にも欠かせない視点である。</p> <p>3. 女性差別撤廃委員会における第9回日本定期審査報告の審議までに選択議定書を批准することを明記すべきである。政府は、個人通報制度について過去さまざまな国連人権機関の場で「国内法制度との整合性を考慮しながら採用について検討している」と述べてきた。政</p>

			府の情報によれば、省庁横断的な検討委員会が15年前に作られており、直近では2019年4月に開かれている。
			4. 「ジェンダー平等」の推進が本基本計画の機軸として位置付けられていることを歓迎したい。一方、現在の国際社会においてジェンダーを語る時、多様な性の認知は欠かせない。さまざまな課題がバイナリー（男か女か）だけでは対応できない時代にある。今後、男女共同参画社会の実現を旨とするうえで欠かせない視点となることを付け加えたい。
071	—	40代	86p >(2)具体的な取組イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 以前創作物が性暴力を助長していることを懸念するという指摘があり創作物の描写の規制が強まるならば反対します。
072	女	40代	86 「女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組を政府に対して要請する」とあるが、実際に男女共同参画会議によるモニターでは総括所見に示された勧告の実施には至っていないというのが現状だ。 カナダでは、国連女性差別撤廃委員会での定期審査後、女性差別撤廃委員会の委員長を国会に招聘し、審査結果の概略の説明を求め、国としての履行をより進めていこうとする取組があった。そうした国があるということに驚きと感銘を受けた。本来は日本でもそうした取組が必要だと感じる。 国内で、女性差別撤廃委員会の勧告をより真剣に受け入れ、検討を進めるためには、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」の設置が必要だ。そのような調査会が中心となって、総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして、結果を公表し、改善策を示していくことが必要だ。
073	女	80代以上	88 要望1：男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省庁に、総括所見への対応を促進し、実施状況を点検して、結果を公表し、改善策を勧告していく。 理由として：(2)イ(1)で「女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取り組みを政府に対して要請する」と書かれているが、これまで、成果は上がっていない。そのため、毎回同じ勧告が出されている。 要望2：(2)イ(2)で、「女子差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審査までに選択議定書を批准する」と記載してください。 理由として：素案に「女子差別撤廃条約の選択議定書については真剣に検討を進める」と書かれているだけで、これでは前に進まない。月日が無駄に流れていくだけです。 要望3：選択的夫婦別姓制度を2021年度までに成立させる。 理由として：第9分野とも関連するが、国際的協調という意味で、この分野で付け加えてもらいたい。 衆議院議員の女性比率の低さが日本と同じようなタイでも、夫婦別姓制度は2005年に成立

				しており、日本は、婚姻に関して、夫婦同氏を強制する世界で唯一の国になっている。旧民法の残滓ともいえる、現行法の速やかな改正を望みます。
074	女	70代		<p>女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めます。「検討」としたまま何年たっているのでしょうか？今度こそ批准の決定をして下さい。</p> <p>先進国の中であまりにも遅れている日本の現状を改善するために、国連からの質問や意見にきちんと対応し、自国の政策・法整備を進めて下さい。</p> <p>ILO条約の速やかな締結を求めます。</p> <p>女性団体や女性の声を聴き、誠実に対応すること、政策決定に反映させることを求めます。ジェンダー平等の基本は「国際平和」。「平和無くして平等無し」です。</p>
075	女	50代		女性差別撤廃条約の選択議定書を2021年3月に批准してください。
076	女	50代		<p>選択議定書の批准を早急に取り組むべき。</p> <p>女性の権利が軽視されています。</p>
077	男	30代	85	国連や国際機関、その他のステークホルダーとの連携などの文言が書かれていますが、上記該当分野2と同じように法律の範囲で、かつ表現の自由を損なわないようにしなければならないと思いますのでその旨反映をお願いします。
078	女	70代	85	<ul style="list-style-type: none"> ・「人間の安全保障」の視点が落ちている。「世界の人々の人権を守り、平和構築・復興に貢献する」を書いて欲しい。戦争時・紛争時には女性は最大の被害者になる。そうならないために、平和継続に向けて努力している女性を支え、平和構築に貢献できる主体者として位置付けること。 ・国際的にデジタル化が進み、進む速度も速い。デジタル化の影響を研究する国際的な連携が必要である。 ・女子差別撤廃条約の選択議定書がなかなか締結されない。「選択的」であって全員に強制するのではなく、選択肢が増えるだけであることをもっと強調すべきである。
079	女	50代	86	「女子差別撤廃条約の選択議定書」について、第4次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「早期批准について真剣に検討をすすめる」とされていたにもかかわらず、未だに批准されていない。「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条約」等、未締結の条約の早期締結にむけて、これまで以上に積極的にとりこんでいただきたい。
080	女	60代		<p>女性差別撤廃条約選択議定書を批准してください。</p> <p>様々な生きづらさを感じ、それを個人通報制度ができれば、少しでも、自分らしく生きていける可能性が広がります。</p> <p>この日本が女性差別撤廃条約を批准しながら、選択議定書を批准していないことは、女性差別撤廃を本気で考えていないのと同じ、やる気が無いのと同じとの考えに賛同します。</p> <p>ぜひぜひ、選択議定書を批准に動いてください。</p>
081	女	70代	86	<p>1 持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 (1) 施策の基本的方向では、SDGs 実施指針改定版に触れ、(2) 具体的な取組 ア 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた連携及び推進 においても、SDGs 実施指針改定版に言及していません。このようにSDGs 実施と連携するとの方向を支持します。しかしながら、「SDGs 実施指</p>

				<p>針改定版」では、優先分野として「ジェンダー平等の実現」は書かれていましたが、それをどのように実現するかは明確に示されていません。それどころか、改定版では、それ以前にはあった「男女共同参画社会基本法」への言及さえ無くなりました。従って、単に、「SDGs 実施指針改定版を踏まえる」だけでは、ジェンダー平等の実現は約束されません。そこで、第5次基本計画（2）具体的な取組 ア 項目1を以下のように修正するよう提案します。</p> <p>SDGs 実施指針改定版を踏まえ、広範なステークホルダーと連携して、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点を主流化して、SDGs 達成に向けて取り組む。</p>
082	女	70代	86	<p>女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を求めます。</p> <p>選択議定書の批准は条約締約国189か国中114か国となりました。個人通報制度は現在までに40か国の女性から155件の個人通報を受け付け、32件の条約違反を認定するなど、条約の実効性確保に貢献しています。</p> <p>日本は、1985年に条約を批准して以来、35年になりますが、条約を裁判基準として勝訴した判例はないなど、条約の実効性を欠いていると言わざるをえません。</p>
083	女	70代	86	<p>女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を求めます。</p> <p>選択議定書の批准は条約締約国189か国中114か国となりました。個人通報制度は現在までに40か国の女性から155件の個人通報を受け付け、32件の条約違反を認定するなど、条約の実効性確保に貢献しています。</p> <p>日本は、1985年に条約を批准して以来、35年になりますが、条約を裁判基準として勝訴した判例はないなど、条約の実効性を欠いていると言わざるをえません。</p> <p>真のジェンダー平等社会になるには、選択議定書の批准以外にありません。2001年~16年には、参議院本会議で20回、批准要請の請願が可決しています。地方議会の早期批准を要請する意見書採択が20を超えています。</p> <p>3月、女性差別撤廃委員会から発出された「第9回日本定期報告への事前質問事項」1.では、選択議定書批准に向けた日本の検討状況、批准のための障碍、批准へのタイムフレームなど、日本政府は2021年3月までに、これに回答する必要があり、また、その後行われる委員会で取り上げられること必定です。</p>
084	女	70代	86	<p>女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める というのが、いったいつまで、検討しているのだろうか。</p> <p>速やかに、「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准する」と、明確に示すべきである。</p>
085	—	30代		<p>女性差別撤廃条約選択議定書の批准をおねがいします。</p> <p>個人通報制度も必要です。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
086	女	60代		<p>パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントは男性優位の思想の現れと思います。ほとんどの場合、男性から女性に向けての攻撃です。時には女性から男性へのハラスメントもありますが、・・・。ハラスメント禁止条約に日本は早期に批准するべきです。そのように積極的に取り組んでほしいです。</p>

087	女	60代	<p>第5次計画をほんとうに実効あるものにするために、まず第4次計画のうち何が進み、何ができなかったかをしっかり検証してください。</p> <p>202030が達成できず、2019年のジェンダー・ギャップ指数が153か国中121位になりました。年々下降しているのはとは、男女共同参画を着実に進めてこられなかった結果であると謙虚に受け止め、今後の数値目標をはっきり打ち出し、女性の社会参画を阻む、労働慣行の変革、税制や社会保障制度の見直しのための具体策を提示してください。</p> <p>女性の雇用の非正規化が進んだため、益々拡大してしまった男女間の賃金格差の解消への具体策はなにか、性別役割意識をなくしていくためにいったい何をするのか、防止措置義務だけではなくならない女性に対するセクハラ防止はどのようにするのかなどの他、先進諸国と比べると遅れていると言わざるをえないDV加害者対策などについても、20年もの間「調査・研究する」から一歩も出なかったことから脱却し、おもいきった施策を立てて実行してください。</p> <p>なお、内閣府は各省より一段高い立場から、国政上の重要な政策について企画立案・総合調整等を行うところのはずで、建前だけではないことを望みます。</p> <p>○第5次計画では、SDG5の「ジェンダー平等」とその他すべての目標を達成するための手段として「ジェンダー主流化」が掲げられていますが、ジェンダー主流化をどのように実現するのか、もっと具体的に示してください。また国連の「女性差別撤廃条約」を批准している以上、批准国としての責務を果たしてください。長年国連から繰り返しされている勧告に向き合い、取り組む姿勢を明確に見せてください。</p>
088	女	70代	<p>国政の各政党ごとの女性議員の数とともに、男女共同参画についてどのような考えを表明しているか、過去の選挙ではどのように実行したか、また、改善点について具体的な内容を公表してほしい。女性が立候補するために供託金を下げるなど政治参加の機会を増やそうとしているのか、現時点ではどうしているのか伝えてほしい。</p> <p>お金のない子育て中の主婦が立候補を思い立った時にそれを助ける制度があるか、なければ具体的に考えてほしい。</p> <p>2030年までに指導的立場の半分を女性に（203050）の明記を。 目標を下げないでください。 国際標準の性教育を。 日本国憲法と女性差別撤廃条約の誠実な順守を。 議定書を、期日を決め批准を。 国際的にも恥ずかしいです。</p>
089	女	50代	<p>28</p> <p>ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止</p> <p>ハラスメント禁止を法律で明記してください。その上で、ILOの職場におけるハラスメント・暴力防止条約の批准を目指してください。</p>
090	女	70代	<p>86</p> <p>生活面に限らず、労働や教育まであらゆる面において地域における慣習や慣行が女性差別を温存させている。女性差別撤廃条約に基づき、各地方自治体に施策を推進するようにブッシ</p>

				<p>ユする制度を強化する。</p> <p>選択議定書の批准によって、司法など公的な側面で内面化された差別に対しても勧告を受けないようにとの注意が促される。政府は法律が整っていないことを理由として批准に向けて準備をしないが、平等社会の実現のためにその気になればすぐに解消できるはずである。その一方、早期批准に向けて、議定書の意義を市民まで行き渡らせるような施策の実施を望む。</p>
091	女	70代		<p>国連女性差別撤廃条約選択議定書を早急に批准することを求めます。このままでは、いつまでも日本は人権後進国のままであり、世界の国々に対して、信頼評価されず、次世代の人々が日本人として誇りをもって生きていけないと思います。女性が政治分野でも活躍している国は、国民の幸福度が高いことが既に明らかです。</p>
092	女	60代		<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメント」及び「ジェンダーの主流化」について強調されているので、ぜひ具体的な取組で実現してほしい。SDGs 実施指針改定版では、女性活躍のみが強調され、ジェンダー平等や、主流化、「誰一人取り残さない」という理念は感じられない。 ・女子差別撤廃条約の選択議定書について「早期締結について真剣に検討」と書かれているが、差別撤廃と被害者救援のために不可欠のものであり、速やかな批准を求める ・市民社会との連携・協力をさらに進めて、国際社会から取り残されないように北京行動綱領に沿った取組みを前進させてもらいたい
093	女	60代	86	<p>国連の女性差別撤廃条約の遵守とあるが、選択的夫婦別姓の導入など同じ勧告を何度も受けているのにそれを政府は履行していないことが大きな問題。政府・内閣・与党などとの協議や働きかけが必要な段階ではないか。政府が男女共同参画や当事者の思いを理解していないと言ってもよい。閣僚が「セクハラ・パワハラは犯罪ではない」主旨の発言をするなど理解されていないと思える。そういう大臣に辞職勧告を出すなど政府の姿勢が国際的にも影響が大きく改善策を求める。</p> <p>女性差別撤廃条約の選択議定書は早急に締結すべき。批准していないこと自体国際的評価が下がり、男女平等の意識の低さを表している。議定書の批准により、国内法で救済されない男女の賃金差別や選択的夫婦別姓などが国際基準のもと、日本の法整備や制度改善が進み、男女共同参画に資すると考える。</p>
094	女	40代		<p>全体的に、国際的な協調及び貢献の一環として、ジェンダー統計の整備に向けて、国際機関との情報・知識・技術の共有を深め、取組を強化する旨の記述をお願いしたい。</p>
095	女	40代	88	<p>『ジェンダー主流化の視点に立った政府開発援助（ODA）プログラムやプロジェクトの実施に取り組み、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを推進することで、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう努める』と書かれたことに対しては、紛争地、被災国、最貧困国など、より困難な立場に置かれた女性に対しては手厚い支援が受けられるように。医療・教育、などに加え、女性の基本的人権であるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツがどのような状況下でも守られるようにしてください。</p>
096	男	60代	86	<p>第 11 分野国際的な協調及び貢献「イ女子差別撤廃条約の積極的遵守等」の(3)について、ILO 諸条約が列挙されているものの、「具体的な検討を行う」ととどまっています。世界の動向として、これらの条約を「受け入れる」という認識にたち、「批准に向けて検討する」</p>

				<p>とする必要があります。</p> <p>加えて、全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約（移住労働者権利条約）の批准の検討も含む必要があります。</p>
097	団体	団体	86	<p>イ女子差別撤廃条約の積極的順守等</p> <p>女子差別撤廃条約選択議定書については、「早期締結について真剣に検討を進める」ではなく「早期締結に向け関係機関との協議を促進する」に変更すべき。</p>
098	団体	団体	85	<p>SDGs、CEDAW など国連機関等との協調については、これまでの計画の姿勢とは異なってきている。すなわち、以前は、日本の男女共同参画の活動に対し、国際的評価を期待していたように思えたが、第5次計画では国際的な協調を求めているにすぎないように見える。国際協調は、もちろん重要だが、日本の現状が国際的にどのような評価を受けているのかを知るとは、これからの国際社会の中で生きる上で、とても大事なことではないのだろうか？その意味で、以下の点を提案したい。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書の調印。</p> <p>今回も議定書批准について真剣に検討すると繰り返しているが、1999年以來20年も同じ姿勢でいる事は認められない。</p> <p>さらに、これまでの計画には記載されていた「未締結の条約等に関する検討」は、第5次計画ではなくなっている。こうした条例案などは、むしろ、いつ批准するつもりなのか、おおよその予定を示すべきか、と思われる。</p>
099	女	50代		<p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書については、いつまでも「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記すること。</p> <p>(2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>(3) ILO第111号（差別禁止）条約、第175号（パート労働）条約、第183号（母性保護）条約、第190号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求めること。</p> <p>(4) 感染症対策について、国連と協力し、国際的感染症の統計・データの蓄積・共有・対策をジェンダー視点から活用し、「だれ一人取り残さない」SDGの達成を目指すことを付け加えること。</p> <p>(5) 国際平和への貢献についても触れること。</p> <p>・国連安保理決議1325号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画を国際機関・NGOなどと連携しつつ、効果的に実施し、平和構築及び復興開発等の意思決定プロセスへの女性の参画をいっそう促進すること。</p> <p>(6) 紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追、犯罪予防、被害者保護及び社会復帰に着実に取り組むことを加えること。</p> <p>(7) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記すること。</p>
100	女	60代	86	<p>1-(2)-イ-(3)</p> <p>ILOの111号条約の早期批准、及び190号、175号、183号、189号の早期批准をお願いします。</p>
101	女	60代	86	<p>・女子差別撤廃条約の積極的遵守等において、女子差別撤廃条約の選択議定書について、早期締結について「締結する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討を行う」と入れるべき。</p>

102	女	50代	88	<p>国連安保理決議 1325 号を踏まえた行動計画の実施について、NGO との連携が記載されているのは大変重要であり、これはぜひ現在よりもしっかり連携していくものであってほしいです。</p>
103	女	70代	86-	<p>1, (2) イ</p> <p>(1) 委員会からの総括所見（最終見解）について誠実に対応すべきである。総括所見の実施状況を定期的に監視・把握する委員会の常設が必要である。</p> <p>(2) 選択議定書の批准にむけ 20 年も同じ言い訳をすることなく、早期締結を明言し、2021 年通常国会で批准すべきである。</p> <p>また条約の周知割合が 4 次計画策定時より下がっている。周知に向け、学校教育のなかで女性差別撤廃条約を学ぶ課程を設けるべきである。</p> <p>(3) 何年も同じことを掲げているが、この間主要な ILO 条約の批准がなされていない。早急に批准に向けた工程を示し実現すべきである。法的整備の必要のない条約からすぐにも実現すべき。</p>
104	団体	団体	85	<p>* p 85、86 男女共同参画社会を国際的に推進する根拠となる国際文書に、北京宣言・行動綱領に、「及びそのフォローアップ文書」を追加、かつ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの促進や女性のエンパワーメントを盛り込んだ 1994 年の「カイロ会議行動計画及びフォローアップ文書」に基づく取組の推進を入れて下さい。</p>
105	団体	団体	87	<p>* p 87 「UN Women（国連女性機関）等との連携・協力推進」に、「UNFPA（国連人口基金）、IPPF（国際家族計画連盟）」などの、女性の健康に関わり、日本政府から拠出金を受け取っている機関に対する積極的な貢献も盛り込んで下さい。</p>
106	団体	団体	88	<p>* p 88 G 7、G 2 0 等において、「我が国が議長国となる場合には、合意文書にジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する事項を盛り込むとともに、全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げることを検討する」ことを歓迎します。その上で、以下を盛り込んで下さい。</p> <p>（1）検討する、を「実現するよう尽力する」として下さい。</p> <p>（2）「市民社会との積極的な対話を通じて」合意文書にジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する事項を盛り込むと、市民社会を G 7、G 2 0 における政策立案のアクターのひとつとして位置づけて下さい。</p> <p>（3）『我が国が国際会議の議長国となる場合には』の文言を外し、議長国でなくとも合意文書への盛り込みとアジェンダへの取り上げに尽力してください。</p> <p>（4）さらに、日本が議長国であった G 7 伊勢志摩サミットにおいて採択された「女性の能力開花のための G 7 行動指針」及び「国際保健のための G 7 伊勢志摩ビジョン」＜2-2-1. 女性、青少年及び子どもの健康＞ の着実な実行・フォローアップの実施を盛り込んで下さい。</p> <p>* p 88 『ジェンダー主流化の視点に立った政府開発援助（ODA）プログラムやプロジェクトの実施に取り組み、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを推進することで、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられ</p>

			<p>るよう努める』を歓迎します。実施するプログラムの中に、ジェンダー主流化の視点に加え、「特に、女性に対する暴力の撤廃、女性の人権・女性の健康の向上に関するプログラム」を加えて、実際に、具体的に当該プログラムが実施されるようにして下さい。</p> <p>* p88 国際保健の様々な分野として「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を入れて下さい。日本政府は、本年5月6日、58か国と共同で、「COVID-19 危機下においてセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを擁護しジェンダーに基づいた対策の促進を求める」声明を出しました。本声明及び声明にある事項の着実な実行を盛り込んで下さい。</p>
107	男	70代	<p>(15) ODAに関しては、環境と人権の分野の国際 NGO を当初から参加させるか、指摘を重視すべきである。</p> <p>更に、直接に影響を受ける住民を計画当初から参加させるべきであることは、最近の事例が明確に示している。</p>
108	団体	団体	<p>◇11のタイトル「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」は、「国際規範の順守と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」とすること。◇1「持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調」は、「SDGs や女性差別撤廃条約等の積極的遵守・国内における実施と周知の強化」とし、条約締約国としての実施義務や国際会議で合意したことの実行主体としての責任を明確にすること。</p> <p>◇1 (2) イ(1)「男女共同参画会議は」以下の文言を、「男女共同参画会議の下に常設の女性差別撤廃条約実施のための専門調査会を設置し、委員会からの勧告の実施状況をモニターし、結果を公表して、条約の完全実施を促進する」とすること。</p> <p>◇1 (2) イ(2)「女性差別撤廃条約選択議定書」については、「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告審議までに批准する」と明記すること。</p> <p>◇3 (1) 施策の基本的方向の2つ目の冒頭に、「日本国憲法の平和原則と国連憲章、」を明記すること。</p> <p>◇3 (2) イ(1)「国連安保理決議第1325号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画について、国際機関、有識者及びNGOとも連携しつつ日本国憲法にもとづいて実施し」とすること。</p>
109	女	40代 85	<p>P85「市民社会等、全てのステークホルダーとの連携・協力」を行う点について歓迎します。誰も取り残さないSDGsの観点からも全てのステークホルダーを巻き込むことは必須だと思います。</p> <p>P86「人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であるとの主要原則に則り、ジェンダー平等の実現を含む我が国の優先課題に取り組む」という姿勢は正しいと思います。実践的な施策に期待します。</p> <p>P88『ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを推進することで、開発協力のあら</p>

				ゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう努める』ことは重要です。より一層の日本政府から開発途上国への働きかけも必要です。
110	女	60代	86	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約の選択議定書について、早急に批准して、国際基準であるジェンダー平等に適應するような国内法整備や司法判断がなされ、持続可能な世界に開かれた社会を、日本の中に築くことが可能になって欲しい。 ・早期締結についての「真剣な検討」を改めて強調しなければならないほど、今までは、真剣に取り組まれてこなかったようだ。 ・日本が、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに関する国際的なリーダーシップを発揮しようとする上で、選択議定書を21年経っても未だ、批准しようとならないことは、明らかに足かせとなっている。OECD加盟の37カ国のうち、30カ国はすでに選択議定書を批准している。 ・国連の女性差別撤廃委員会への個人通報制度が活用できることは、日本のこの分野での国際的な協調及び貢献を推し進める。また、日本の男女共同参画事業が成功する核心でもある。 ・改革の第一の担い手は、男性を代表するマジョリティでなく、女性を含むマイノリティ側にあり、第一の担い手にとって、個人通報制度は、問題なく受け入れられる。批准によって個人通報が殺到することを懸念しているのかも知れないが、女性差別撤廃委員会に実際寄せられた通報状態を調べれば、杞憂と思われる状況のようだ。男女共同参画といいながら、批准を拒むことは、国際基準を受け入れず、計画の推進に協力しないということではないかと思う。このような姿勢は、改めて欲しい。
111	その他	40代	86~	ジェンダー平等はSDGsの全ての分野に関わるという点は、まさにその通りだと思います。ジェンダー平等は生産性向上の大前提であり、あらゆる面で社会生活の質の向上に繋がります。国として、具体的な数値目標や罰則を含めた、女性の社会進出対策に取り組むべきです。
112	女	60代		<p>(2)イ(2)</p> <p>女性差別撤廃条約の選択議定書について、速やかな批准を求める。</p> <p>理由</p> <p>現在、〇〇県議会の女性議員は、市民からの要請を踏まえ、党派を超えて選択議定書の批准が必要と考え、話し合いをすすめている。行政だけでなく、司法においても条約にもとづいた判断が行なわれなければ、条約が活かされない。そのためにも、選択議定書が速やかに批准されることが求められていると話し合っている。</p>
113	女	60代	85	<p>女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し、結果としての平等も求めている。「基本計画」への明記を求める。</p> <p>2021年3月が回答期限であるCEDAW事前質問では、「選択議定書の未批准につながる批准の障害」について、また「選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められている。</p> <p>第201国会(2020年)で茂木外務大臣は「しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない」、橋本男女共同参画担当大臣は「リーダーシップをもって外務省とともにとりこんでいきたい」と答弁した。同国会での政府答弁では、批准に向けての障害といえるものは</p>

			<p>ないことが明らかとなっている。</p> <p>2020 年末策定の第 5 次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことはもはや容認できない。1999 年以来 20 年以上の検討内容・結果に基づき、いまだに批准のための障害があるというなら、課題とその解決策を明らかにし、2021 年通常国会で批准承認を求めるとの計画を明記することが求められる。</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約選択議定書は、「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。</p> <p>(2) 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。</p> <p>(3) ILO 第 111 号（差別禁止）条約、第 175 号（パート労働）条約、第 183 号（母性保護）条約、第 190 号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。</p> <p>(4) 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。</p> <p>(5) 地方公共団体の男女共同参画センターや女性センターの外部委託化を中止して直営に戻し、機能強化を図る必要がある。</p>	
114	団体	団体	<p>○第 4 次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書」については「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「早期批准について真剣に検討をすすめる」とされていたが、未だに批准されていないことは問題である。しかも、第 4 次計画の成果目標の動向を見ると「女子差別撤廃条約」という用語の周知度は上がるどころか 0.1%下がっているというあり得ない状況となっている。1999 年に選択議定書が制定され、すでに世界の 112 か国が批准しているにもかかわらず、日本は今だに国民への説明すら怠っている。そのため、日本国内での性差別をめぐる多くの裁判が、条約違反であることを認められていない。これでは条約が国内で機能するはずもなく、国際社会の一員としての責務を果たしているとは言えない。</p> <p>昨年 ILO で採択された「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条約」等についても同様である。昨年、ハラスメント対策関連法が成立し、条約採択も積極的に支持していることは評価できるが、今後、ILO 加盟国の一員として、早期に国会における条約採択の報告・批准と、そのための禁止規定を含めた国内法のさらなる整備を求める。</p> <p>その他にも、「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」「パートタイム労働に関する条約」「母性保護条約」などの未締結条約の早期締結にむけて、これまで以上に積極的にとりくみ、国際社会の一員としての責務を果たすことを求める。</p>	
115	女	60代	86	<p>「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と記載されているが、検討を進めるだけでなく、「女性差別撤廃委員会における第 9 回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准すること」とする。</p>
116	団体	団体	91	<p>「2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進」の「(2) 具体的な取組」の(5)について、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響の性別による違いの調査、分析を実施するメンバーの少なくとも半数は女性にすることを明記すべきである。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大は、女性に大きな影響を及ぼした。多くの働く女性は、同時に家事・育児・介護の大部分を担ってきたため、学校や保育園の休校・休園、介護サービスの休業や外出自粛要請によってすぐさま勤務が困難になった。働く女性の半数以上が非正規雇用であるため、営業自粛と経済の悪化によって職を失うのも女性が多くなった。また、</p>

				<p>学校や保育園の休校・救援、介護サービスの休業、外出自粛要請などにより、女性にばかり育児・介護の負担が重くなる実態があった。他にも、DV や虐待、10 代の妊娠の増加も問題となった。さらに、特別定額給付金が世帯主への給付が原則となり、家庭内で被支配的な立場にいる女性や子どもにお金が届かない可能性も指摘された。</p> <p>こうした問題の根底には、性別役割分業意識や、男性稼ぎ主」モデルを前提として根強く残る家父長制的考え方がある。こうした問題の調査、分析において女性の声をしっかりと反映させるため、上記の変更を求める。</p>
117	団体	団体	85	<p>【基本認識】において、「SDGs 達成を重視し、あらゆる取組でジェンダー平等やジェンダーの視点の主流化を打ち出したこと」を評価し、さらに「開発協力の推進」や「国際的分野における政策方針課程への女性の参画拡大」の強化を歓迎するが、特に、SDGs 目標 5 をレバレッジポイントとしてとらえることを強調していただきたい。</p>
118	団体	団体	86	<p>女子差別撤廃条約の積極的遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約の遵守については、第 4 次でその周知度は成果目標にも達しておらず、低下しており、より積極性を明記すること、また、選択的議定書の早期締結はより強力に推進していただきたい。 ・未締結条約の批准一特に ILO 第 111 号条約批准に向けて努力していただきたい(国内でも、雇用や職業における差別は大きな課題であることから)。また、第 5 分野でもあげた ILO 第 190 号条約(2019 年に採択された「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条約」)のほか、ILO 第 175 号条約「パートタイム労働に関する条約」、ILO 第 183 号条約「母性保護条約(改正)に関する改正条約」、ILO 第 189 号条約「家事労働者の適切な仕事に関する条約」についても、早期批准をめざしていただきたい。
119	団体	団体	87	<p>UN Women 等国連機関との連携・協力推進</p> <p>連携・協力推進をさらに強化していただきたい。</p> <p>UN Women は、今回の新型コロナウイルスへの対応では著しいリーダーシップをとっており、特に重要である。</p>
120	女	40代		<p>「市民社会等、全てのステークホルダーとの連携・協力」を行うことが明記された点を評価します。</p> <p>また、女性支援に繋がる国際的あるいは国内での事業・プロジェクトを、日本政府が積極的に支援することを希望します。</p> <p>88 ページに「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを推進することで、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう努める」と明記された点も、高く評価します。</p>
121	団体	団体	85	<p>女性差別撤廃条約は、間接差別を禁止し、結果としての平等も求めている。「基本計画」への明記を求める。2021 年 3 月が回答期限である CEDAW 事前質問では、「選択議定書の未批准につながる批准の障害」について、また「選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められている。第 201 国会(2020 年)で茂木外務大臣は「しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない」、橋本男女共同参画担当大臣は「リーダーシップをもって外務省とともにとりくんでいきたい」と答弁した。同国会での政府答弁では、批准に向けての障害といえるものはないこ</p>

				とが明らかとなっている。2020 年末策定の第 5 次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことはもはや容認できない。1999 年以来 20 年以上の検討内容・結果に基づき、いまだに批准のための障害があるというなら、課題とその解決策を明らかにし、2021 年通常国会で批准承認を求めるための計画を明記することが求められる。(1)女性差別撤廃条約選択議定書は、「真剣に検討」という記述ではなく、「期限をきった早期批准」を明記する。(2)選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。(3)ILO 第 111 号（差別禁止）条約、第 175 号（パート労働）条約、第 183 号（母性保護）条約、第 190 号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。(4)女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記する。(5)地方公共団体の男女共同参画センターや女性センターの外部委託化を中止して直営に戻し、機能強化を図る必要がある。
122	団体	団体	86	国際標準に合わせる必要がある。 「女性差別撤廃委員会における第 9 回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准する」と、明確に示すべきである。
123	男	30 代		日本においては、人権教育の海外の成功事例を積極的に取り入れていく必要があると考えます。 例えばオーストラリアの性加害に関するビデオのように、一般に強く働きかけるような教育素材の作成が必要だと思われます。 残念ながら日本においては、性的同意の概念や自他境界が希薄なケースが多いので、先進国レベルの人権意識の習得のために、関係各国と連携しながら、ワークショップなどで教育を強く推し進めて欲しいです。
124	女	50 代	p84	第 4 次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書」に「早期批准について真剣に検討をすすめる」とされていたが、未だに批准されていない。世界で女子差別撤廃条約を批准しているのは 189 か国あり、そのうち選択議定書を批准しているのは 144 か国である。 選択議定書を批准すれば、人権侵害を受けた個人が国連に直接通報することが可能となる。それに対して是正措置がなされることがあれば国際社会の目にもさらされることとなり、条約の実効性も高まる。国際社会の一員として責務を果たすためにも、早期締結に向けて取り組むことを求めたい。
125	女	50 代		P86-88 ・基本認識で、「政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し施策に反映していく」と明記されていることを歓迎します。その実行のために、具体的にジェンダー主流化のための国内組織の強化及び SDGs、女性差別撤廃条約の推進のための具体的な施策を、計画に盛り込んで下さい。 ・女性差別撤廃委員会から日本政府に対する最終見解（勧告）の遵守、遂行を、具体的な数値目標とともに計画に盛り込んで下さい。 ・女性差別撤廃条約の選択議定書の検討ではなく、批准を進めることを、計画に明記して下さい。 ・具体的な取り組みとして、既存の団体ではなく様々な市民社会の代表、とくに若者を、国

				<p>際会議の日本政府団の一員として積極的に起用し、国際社会で発言する機会を促進することを明記して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議の議長国となる場合には、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントだけでなく、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」も重視することとして盛り込んで下さい。 ・ODA プログラムにおいても、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」についても、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントに欠かせないことから、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の推進を明記して下さい。
126	女	70代	85	<ul style="list-style-type: none"> ・女性差別撤廃条約選択議定書批准の早期実現。批准のタイムフレーム。 ・女性差別撤廃委員会の勧告実施のモニター・評価を行う専門調査会の常設。 ・女性差別撤廃条約に関する学校教育、法曹関係等への研修、市民への周知。
127	女	80代以上	85	<p>85 p と 88 p に「国連安保理決議 1325」が出てきます。さらにこれを「踏まえ・・・女性・女児のエンパワーメントやジェンダーの視点からの国際社会の平和と安全及び繁栄の確保に貢献していく」とあります。この決議は、国連の平和・安全保障の文脈に女性を関わらせた最初の決議とされていますが、平和と安全にとって最重要の、軍縮や核禁止問題には関係なく、国連の現地活動での女性の役割や構成等を問題にする項目も目立ちます。日本では、この決議の行動計画を NGO にも働きかけて 2015 年 1 月に策定しましたが、外務省は直前に発表をキャンセルし、半年棚上げして NGO 無視の「安保理 1325 決議」の日本の「国内行動計画」を政府が提出したのではなかったでしょうか。それが 2015 年でしたから、「第 4 次」の第 12 分野国際云々のところにはまだない文言です。初めてこのチームが入った「第 5 次」で、「国連安保理決議 1325 を踏まえ女性・平和・安全保障に関する行動計画を国際機関、有識者及び NGO とも連携しつつ効果的に実施し、平和構築及び復興計画等のプロセスへの女性の参画を一層促進する」と書いていますが、2015 年当時の NGO の協力をご破算になったという事実があるので、その反省の上で書いているのかどうか、説明足らずであり、かつ矛盾しているのではないかと思います。かつて NGO を無視した事実を反省して、NGO とも連携するという意味でしょうか。この点について一言あるべきではないでしょうか。</p>
128	女	50代	85	<p>”86 ページの「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」の (2) 女性差別撤廃条約の選択議定書については、第 3 次基本計画から未だに「検討する」にとどまっている。基本認識でも「女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める」としているならば、「批准する」ことを明記すべき。</p>
129	団体	団体		<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性差別撤廃条約選択議定書については、「期限をきった早期批准」と明記すること。 2. 選択的夫婦別氏制や同性婚法等民法改正等の法整備を加えること。 3. ILO 第 111 号（差別禁止）条約、第 175 号（パート労働）条約、第 183 号（母性保護）条約、第 190 号（暴力とハラスメント根絶）条約の早期批准を求める。 4. 女性差別撤廃委員会からの勧告の履行に誠実にとりくむことを明記すること。
130	団体	団体		<p>1979 年、あらゆる形態の女性差別をなくすことを目的とした「女性差別撤廃条約」が制定され、日本は 1985 年に批准しました。その後、この条約の実効性を高めるために「選択議定</p>

				<p>書」が制定されましたが、これを日本はまだ批准していません。日本の裁判所は条約に書かれていることを裁判上の根拠とは認めていないため、「条約違反」をもとに裁判を起こしてきた多くの女性たちの訴えは退けられてきました。これでは条約を締結したのに、内容が活かされているとは言えません。日本の裁判所ではまだまだジェンダー平等について理解がなく、様々な不平等が野放しになっている状況があります。例えば、男女間賃金格差は多くの企業で見られ、公務員でも例外ではありません。女性の勤続年数の長期化や管理職への登用により、長期的には賃金格差は縮小傾向にあるものの、先進諸外国と比較すると、その格差は依然として大きい状況です。「選択議定書」を批准している世界 114 か国では、条約の中で保障されている女性の権利が侵害され、国内裁判所では救済されない場合に、その個人が直接、国際機関に通報できることになっています。国際社会の目にさらされるため、国内の裁判所においてもジェンダーに基づく差別や暴力を許さないという前提が共有されやすくなり、裁判官がジェンダーについてきちんと学んで判断をくだすようになります。「選択議定書」の批准は内閣と国会が決めれば、すぐに実現できます。私たちは、日本政府に対し、女性差別撤廃条約「選択議定書」の一刻も早い批准を求めます。</p>
131	女	20代	86	<p>*****</p> <p>選択議定書の具体的な締結予定を示してください。</p> <p>*****</p> <p>第5次の素案では、</p> <p>「女性差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進めている」とありましたが、これでは国民への説明として不十分です。選択議定書を締結すれば、個人通報制度が使えるようになります。この制度を使い、日本で起きた人権侵害などの差別的な事例について各条約機関が見解を出すことで、国際社会や国内からの世論が高まり、法改正につながる場合もあります。男女平等な社会を目指すうえで、この個人通報制度の果たす役割は非常に大きいです。どうぞこの機会に選択議定書をなるべく早く、いつごろまでに締結するのか、国民に具体的な計画を示してください。</p>
132	女	20代		<p>女子差別撤廃条約の選択議定書について、「早期締結を真剣に検討を進める」と書いてありますが、第3次計画から同じ文言が記載されていることを知りました。つまりは10年前から検討を進めているだけということです。何年以内には締結をするといった、具体的な期限を設けるべきだと思います。</p>
133	女	40代		<p>国連から三度も是正勧告を受けている夫婦同姓強制をいい加減改めてください。通称使用は解決になりません。職場で二つの判子を使い分けることに疲れました。自分の本来の氏を否定されることは大きな屈辱です。96%の女性が結婚で改姓しているという不平等な事実を、いつまで放っておくのですか。</p>
134	女	60代	86	<p>上記には「検討を進める」と記載されている。しかし、「検討」段階はすでに過ぎ去ったのは、誰の目にも明らかである。女性差別撤廃条約批准後35年という年月を経て、今なお進まない日本の女性の現状を鑑みれば、「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准する」と、積極的意思を明確に示すべきである。</p>
135	女	50代	88	<p>1 全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部</p>

				→追加：地方の戦略・施策の策定にあたる自治体担当者が、SDGs 目標 5（ジェンダー平等を達成し、すべての女性と少女のエンパワーメントを行う）を正しく理解するための研修やオンライン講座などを提供する。
136	女	50代	93	3 ジェンダー統計 →追記：全統計のうち男女別統計を収集している割合を開示し、可能な限り 100%とすること、すでに男女別統計を収集しているものは全て男女別で開示すること。
137	団体	団体		<p>女性差別撤廃条約</p> <p>日本は、1985 年に女性差別撤廃条約を批准して以来、今年 35 周年を迎えています。しかし、女性差別撤廃条約を裁判基準として勝訴した判例はないなど、条約の実効性を欠いていると言わなければなりません。選択議定書を早急に批准し、国内の男女共同参画の視点を国際基準で捉え、第 6 次計画では国際基準に合う計画の策定をお願い致します。</p> <p>第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）第 11 分野 1（2）イ(2)では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と記載されていますが、一步進めて、「女性差別撤廃委員会における第 9 回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准すること」を第 11 分野 1（2）イ(2)に記載することを望みます。</p> <p>男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に、総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして、結果を公表し、改善策を勧告していくことが必要です。</p> <p>第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）第 9 分野 2（1）施策の基本的方向に「女性差別撤廃条約・勧告等の周知」を位置づけ、（2）具体的な取組（5）を女性差別撤廃委員会総括所見に沿って具体的に周知すべき内容を書き込むべきです。</p> <p>・第 10 分野 1（1）に、「女性差別撤廃条約の普及」を位置づけ、（2）に、学校教育に女性差別撤廃条約の普及・促進を含めるべきです。</p> <p>Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women は、「女性差別撤廃条約」と表記していただきたいと思います。</p>
138	団体	団体	86	<p>1. 条約の日本語訳を「女性差別撤廃条約」に改めるべきである。原文は women である。「女子」として示すことで、脆弱で従属的な集団の印象を与えている。</p> <p>2. これまでの女性差別撤廃委員会日本審査の総括所見（最終見解）を国会や国の機関などに情報提供しているとあるが、そこに含まれている懸念と勧告の実施に関して、客観的に測定して評価する機関を設けるべきである。</p> <p>さらに、勧告に関して市民社会、とりわけ当該の団体などとの意見交換を行う場を設けるべきである。</p> <p>過去の委員会の総括所見、とりわけ、第 5 回（2009 年）からの総括所見には、部落、アイヌ、在日コリアンを含むマイノリティ女性の人権と差別撤廃に関する勧告が多数だされてき</p>

				<p>たが、勧告に対する政府の意見および実施の方針について公に示されたことはない。</p> <p>2000年以降、特に、国際社会あるいは国連の人権プログラムや議論において、「交差性」の視点が重要性を増してきた。特に女性に対する差別や暴力の議論においては、差別の「交差性」が前面に出され、対処すべき大きな問題として広く認識されている。日本の人権政策には、その視点や議論は見受けられない。日本がジェンダーギャップにおいて諸外国から大きく水を開けられている現状と、差別の交差性の視点の欠落とは関係がないと言えるだろうか。国際社会との協調を唱えるならば、「差別の交差」や「複合的形態の差別」の理解は不可欠である。また、日本も支持している持続可能な開発が目指す「誰一人取り残さない」世界の実現にも欠かせない視点である。</p> <p>3. 女性差別撤廃委員会における第9回日本定期審査報告の審議までに選択議定書を批准することを明記すべきである。政府は、個人通報制度について過去さまざまな国連人権機関の場で「国内法制度との整合性を考慮しながら採用について検討している」と述べてきた。政府は15年前に省庁横断的な検討委員会を設置し、15年間この課題について審議を続けている。その議事内容をウェブサイトで公表し、何が問題になっているのかを市民に明らかにするべきである。</p>
139	女	60代	86	<p>1(2)イ(2)では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と記載されています。日本のジェンダーギャップ指数121位を真剣に受け止め、「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准すること」を第11分野1(2)イ(2)に記載してください。</p>
140	女	70代	86	<ul style="list-style-type: none"> ・1985年日本は女子差別撤廃条約の批准をしたものの、度重なるCEDAWからの勧告も聞き入れずほったらかしをしています。国際社会の1国と言うのであれば、選択議定書の批准をすぐにでも行うべきです。 ・男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うとすれば、今以上の施策が必要です。各自治体に、参画センターの設置と、参画センターが男女平等社会への推進をコーディネートする仕組みを導入する法整備をしてください。
141	団体	団体		<p>【基本認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.85の1段落目、「国際規範・基準や国際合意等を国内施策に適切に反映していく」との記述があることから、国際基準に大きく遅れている政治・経済分野での指導的地位を占める女性の割合を増加させるための取り組みを明記し、確実な実行を求めます。クオータ制やパリテ制の導入について明記を要望します。
142	団体	団体		<p><施策の基本的方向と具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.86の1(2)イ「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」(1)において、女性差別撤廃委員会からの最終見解を具体的に列挙するよう求めます。最終見解で複数回触れられ、特に重点的に取り組むべき点は以下の3つです。 -女性に不利な民法の改正（再婚禁止期間、夫婦別姓等） -外国人女性、民族的マイノリティの女性、障がいをもつ女性が教育や雇用の場で差別を受け、ヘイトスピーチやメディアによる偏見を受けていることへの対策

				<p>・ p. 86 の 1 (2) イ(2)では、今までの検討結果を公開し、選択議定書の締結予定時期を明記することが必要です。女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解の paragraph 8 (b)でも、締結予定時期が明示されていないと指摘されています。可及的速やかな締結を要望します。</p> <p>・ p. 86 の 1 (2) イ(3)において、条約締結にかかる課題の整理と締結までのスケジュールを明記するよう求めます。</p>
143	女	70代	86	<p>*1 (2) イ(2)*では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と記載されています。日本のジェンダーギャップ指数 121 位を真剣に受け止め、*「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准すること」を第11分野1 (2) イ(2)に記載してください。</p>
144	女	40代	86	<p>女子差別撤廃条約の選択議定書は具体的な期日を決めて締結することを明記していただきたい。選択議定書が締結されないような日本では、女性は安心して暮らせません。</p>
145	女	60代	85	<p>女性差別撤廃条約の選択議定書に批准してください。</p>
146	女	50代		<p>女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう動いてほしい。選択的夫婦別姓や性暴力の問題など、苦しめられている女性がたくさんいる。それを国際的に解決する道を作るべきだ。</p>
147	女	50代	86	<p>1 持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 (2) 具体的な取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 「○の2女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。」とここ20年間文章が変わっていない。</p> <p>いつになったら、本当に「真剣に」「検討を進め」てもらえますか？</p> <p>〇〇市からも〇〇市からも「女性差別撤廃条約 選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を国会と政府に出しました。とにかく早急に選択議定書を批准して欲しい。人権後進国を脱するためにも、国連に誠実に説明し、批准に向けての取組を進めて欲しい。</p> <p>そこで、ここでの文章を「○の2女子差別撤廃条約の選択議定書を早期に批准できるように準備をする。」もしくは「○の2女子差別撤廃条約の選択議定書を早期に締結する。」と明確に表記して欲しい。</p> <p>また条約の周知割合が4次計画時より下がっている。周知に向け学校教育のなかで女性差別撤廃条約を学ぶ過程を設けて欲しい。</p>
148	女	50代	86	<p>1 持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 (2) 具体的な取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等</p> <p>○の1女子差別撤廃条約に基づく女性差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、総括所見の実施状況を定期的に監視・把握する委員会の常設が必要である。</p>
149	女	50代	124	<p>1. 国際規範、国際会議等への対応について。以下について明確に行動計画に入れるべきである。・女性差別撤廃条約選択議定書の批准・女性差別撤廃条約およびその他の国連人権機関の関連する勧告についてすみやかに履行すること・パリ原則に則った独立した人権救済機関の設置・ジェンダー平等に関連するILO条約の速やかな批准</p>
150	女	50代	124	<p>「2. 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップ」</p> <p>・そもそも国際的にも著しく女性の地位が低い日本が国際的なリーダーシップなどとれる立場</p>

			<p>にはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動、対外債務、移住女性の権利保障は、ジェンダー平等な国際開発に重大な影響をあたえる問題であり、日本がとりわけ大きな責任を負っている課題であるため、取組みをいっそう強化すべき課題として明確に位置付ける必要がある。 ・ WPS アジェンダの推進、G7, G20、APEC 等については、国連人権機関とのアジェンダの調和およびアカウンタビリティの強化を明確に課題として位置づけること。
151	女	60代	<p>第4に、国際標準に合わせる必要がある。</p> <p>素案【1 持続可能な開発目標（SDGs）や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調 （2）具体的な取組 イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 （2）女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。】 上記には「検討を進める」と記載されている。しかし、「検討」段階はすでに過ぎ去ったのは、誰の目にも明らかである。女性差別撤廃条約批准後35年という年月を経て、今なお進まない日本の女性の現状を鑑みれば、「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准する」と、積極的意思を明確に示すべきである。</p>
152	団体	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 CEDAW 勧告を完全実施するとともに、CEDAW 選択議定書を批准すること 2 IL0100 号条約、暴力とハラスメントに関する条約を批准すること 3 イスタンブール条約を批准すること 4 北京行動綱領を完全に実施する体制を内閣府に確立すること 5 人身取引議定書の内容を国際基準と定義に基づき幅広く実施し、国内外の被害者を守る実効的な体制を確立すること
153	団体	団体	<p>86</p> <p>○ 女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める</p> <p>第7回及び第8回報告報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解（平成28年3月）（20.（c））には「ビデオゲーム、漫画などのアニメが女性や女兒に対する性暴力を助長している」と記載されている。これに対して、日本ではマンガ・アニメ・ゲームなどの文化を通じて、性的少数者や子ども時代の性的虐待サバイバーが自分が受けた偏見や被害についての表現を行っており、作者自身にとっても読者にとっても自己のとらえ直しや被害からの回復の手段となっていることの旨の主張を行っている。時に同委員会の主張は日本政府の主張と対立することもあり、必ずしもすべての「勧告」を受け入れる旨ではない点を記載する必要がある。</p>
154	女	40代	<p>86</p> <p>原文：「SDGs ゴール5（ジェンダー平等の実現）の達成度を的確に把握するため、グローバル指標に基づき、男女別データを活用し、その進捗を測り、結果を国内外に適切な形で公表する。また、海外及び国内の研究機関等による評価、グローバル指標の検討・見直し状況、ローカル指標の検討状況等に留意し、進捗評価体制の充実と透明性の向上を図る。」</p> <p>（1）SDGs のゴール5だけでなく、すべてのゴールの「達成度を的確に把握するため、グローバル指標に基づき、男女別データを活用し、その進捗を測り、結果を国内外に適切な形で公表する。」ことが必要である。</p>

			<p>国連ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ（IAEG-GS）は、SDGsの指標のジェンダー統計の視角から検討を続けており、2018年3月時点で80の指標をジェンダーに関連する指標と認定している。</p> <p>SDGsのすべてのゴールの指標についても、グローバル指標に基づき、男女別データを活用することを明示していただきたい。</p> <p>(2) ローカル指標の検討の際には、必ずジェンダーの視点からの検討を含めるよう、明記すべきである。</p> <p>上記の通り、国際的には、ジェンダー統計研究者との連携がとられて、指標の改善・開発も進んでおり、日本国内においても類似の取り組みを進めるように、計画の中で盛り込むべきである。</p>
155	女	60代	<p>国際協調について方向性として積極的に評価し実施していく姿勢であることは伝わりました。</p> <p>しかし、その基本である「女性差別撤廃委員会」からの勧告について、あるいはその関連での日本の状況の進化（あれば、ですが）についての言及がありません。</p> <p>国際社会は常に評価し、レスポンスし、前進しています。そのPDCAの根幹には、専門家からの評価、あるいは指摘に真摯に向き合い、でき得る行動、施策を行うことにあります。現実には世界は北京会議以降だけを考えてもこの25年間の間に様々な努力を重ねた末、一定の成果につながっています。そして日本は社会基盤として戦後の男女平等に基づいた義務教育制度や健康保険制度などによって一定の評価を得ているもの意外に具体的な対応や変革のための制度設計を怠り、あるいは阻害する力に忖度した結果、ジェンダー格差において大変低い状況となりました。これは単に女性やマイノリティの人権が脆弱である、世界の努力の成果に遅れたということだけではなく、日本のあらゆる文化、経済、社会的貢献に「信頼」を得ることができないという厳しい未来を指し示すものです。</p> <p>この現状を立て直すための、大きな基盤として「女性差別撤廃条約」の選択議定書の批准は必須であります。</p> <p>民法、刑法の法整備等準備や進行のプロセスも必要でしょうが、まず、批准を具体的な行動目標とし、そのための最低限の準備行為と批准後の進行プロセスを描くことなしに、25年間のもたつきを回復することはできないと考えます。</p> <p>個別暴力や貧困の問題が山積するにせよ、一つ一つの取り組みを世界の中で示し、積み上げていくマシナリーとしても必要であると考えます。</p>

156	女	60代	86	<p>女子差別撤廃条約を批准して35年経っているにも関わらず、いまだに選択議定書が締結されていないのはあまりに遅すぎる。「早期締結に向けて真剣に検討を進める」と書かれているが、35年間真剣に検討してこなかったように読み取れてしまう。</p> <p>ここはもう少し具体的な数値目標が入れられないものか、再考をお願いしたい。</p>
157	女	60代	85	<p>国際的な協調、貢献というからには、女性差別撤廃委員会からの勧告、北京宣言・行動綱領の文言からみて、何ができて、何ができていないのか評価をきちんとすべきだと思います。女性差別撤廃委員会は、各国に対しもちろん日本に対しても一その国の中のマイノリティ女性への人権保障に高い関心を示し、さまざまな勧告を出していますが、日本は、マイノリティ女性である在日コリアン女性に対して、勧告のほとんどが実施されていないと言わざるをえない状況があると思います。真の国際的協調にふさわしい態度で、国際機関と向き合い、条約や国際基準に適った履行をしてほしいです。</p>
158	男	20代	P86	<p>p86(2) 具体的な取り組み項目について(第10分野のp83の(2) 具体的な取り組みについても含めての意見とします)</p> <p>国際的な機関の条約や勧告といえど、必ずしも効果的に機能する内容となっているとは限りません。</p> <p>全ての勧告及び条約を安易に受け入れることは逆効果を産み出すこともあるということも忘れてはなりません。そのケースは外国でも少なからず存在します。</p> <p>国際機関の勧告、条約の順守には検討と議論、検証を行う等、慎重な姿勢であるべきことを強く求めます。</p>
159	女	50代	86	<p>昨年ILOで採択された「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条例」等、未締結の条約の早期締結を望む。</p>
160	女	60代		<p>女性差別撤廃条約の積極的遵守等に「男女共同参画会議の下に、常設の女性差別撤廃条約専門調査会」を設置して、女性差別撤廃条約の実施を監視すること」を入れてください。</p>
161	団体	団体		<p>ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止</p> <p>あらゆるハラスメントをなくすには事業主に対する措置義務では不十分である。2019年11月に育休後に有期契約となり1年後に雇止めとなった事件で高裁判決がでた。高裁は地裁の事実認定を認めず、会社の攻撃に対する防御の録音も理由に雇止めを有効にしたうえ、会社から仕掛けられた裁判への反訴の原告記者会見発言を会社への名誉棄損として55万円の損害賠償を命じた。</p> <p>現在最高裁に係争中だが、このような判決がまかり通れば、マタハラ・パタハラはなくなる。ハラスメントのない職場は労働者だけではなく企業にとっても有益である。</p> <p>すべてのハラスメントを禁止する法律に改定し、速やかにILO190号(ハラスメント)条約を批准すべきである。</p> <p>3 ポジティブ・アクションの推進等による女性の参画拡大・男女間格差の是正</p> <p>具体的取組の④、⑤に有価証券報告書等の記載事項について言及があるが、1999年まで、有価証券報告書には男女別の労働者数、平均年齢、勤続年数、賃金が記載されていた。この記載内容は法改正の必要がない。男女別の賃金実態管理職数、役員数などの記載を早急に実現すべきである。</p>

162	団体	団体		<p>○ セクシュアルハラスメント防止には雇用機会均等法の周知や啓発では不十分である。なぜなら相変わらず職場やその他の場所でセクシュアルハラスメントが減少するところか増え続けているからである。特に弱い立場の就活生や個人事業主への許しがたい性暴力を無くし、女性たちを守るためには禁止規定が必要である。</p> <p>パワーハラスメントも力関係の中で起こり、コロナ禍で増大している。</p> <p>根本的な解決は、国がハラスメントを禁止し、許さないことである。</p> <p>その為にも ILO ハラスメント禁止条約批准が喫緊の課題である。</p> <p>○ 家事・育児・介護負担のため、非正規・短時間労働に従事している女性は、企業規模によっては、厚生年金適用の資格がなく老後生活困窮者となる。</p> <p>企業規模要件の撤廃を求める。</p> <p>○ 再就職については、雇用によらない働き方やフリーランスの拡大が著えられている。しかし労働者として守られなければ、便利に使い捨てられる存在になる。どのような働き方であっても労働法で守られる労働者として処遇するべきである。</p>
163	団体	団体		<p>パワハラやセクハラは、男性優位の思想のあらわれです。男性は「女に何ができるか」という意識をすてて何より男女平等に、女性の人権を尊重して物事を決定してほしいものです。そのためにも、ハラスメント禁止条約について 日本は早期に批准すべきです。是非、積極的にとりくんでほしいものです。</p>
164	女	70代		<p>○国連女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を。</p> <p>1999年に、条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するために、改めて採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書です。最高裁まで行っても救済されないケースを解決していくうえでも選択議定書が力になります。世界では189か国中113国が批准。日本は速やかに批准して女性の権利を守ってください。</p>
165	女	70代	86	<p>「②女子差別撤廃の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。」とあるが、20年間検討したのであるから、今年度に批准すべきである。</p>
166	団体	団体		<p>① 委員会からの総括所見（最終見解）について誠実に対応すべきである。 総括所見の実施状況を定期的に監視・把握する委員会の常設が必要である。</p> <p>② 選択議定書の批准にむけ20年も同じ言い訳をすることなく、早期締結を明言し、2021年通常国会で批准すべきである。</p> <p>また、条約の周知割合が4次計画策定時より下がっている。周知に向け学校教育のなかで女性差別撤廃条約を学ぶ課程を設けるべきである。</p> <p>③ この間主要なILO条約の批准がなされていない。早急に批准に向けた工程を示し実現すべきである。</p>
167	女	60代		<p>「我が国が主体的に参加してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行」ではなく、「女性差別撤廃条約」こそが、政府が履行すべき義務であることを、明記すべきだと考えます。</p> <p>この条約こそが、政府の男女共同参画施策のそもそもの根拠となるものです。</p> <p>仕事と生活の調和を図る、というところに、「男性中心型労働慣行の変革」が削られました。加えるべきだと考えます。</p> <p>ここに問題の根源があるからです。女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職場であり、ひいては経済の持続的発展や少子化対策になると考えます。</p> <p>政治経済分野での男女共同参画の遅れは、国民の意識改革を待っているだけでは100年たっ</p>

			でも変わらないと言われてしています。意識を変えるためにも、法律、社会保障制度、教育などを見直し、変えていくことが必要であり、それらを早急に検討することが求められている、と明記して欲しいと考えます。（年金や税制優遇制度、選択的夫婦別姓制度、政治家のクオータ制、ジェンダー平等教育など）
168	女	40代	選択的夫婦別姓を。 民法改正をすみやかに。 女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を。 お願いいたします。
169	女	70代	・女性の人権侵害に対して、独立した人権救済機関を設置したうえで、女性差別撤廃条約選択議定書を批准してもらいたい。
170	女	70代	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針の中心に位置づけられるのは、憲法と女性差別撤廃条約である。この中心点が希薄なため、全体に何をどう目指すのかが明確になっていない。改善を強く求める。 ・CEDAWの選択議定書を早期に批准すること。日本政府の本気度が問われている。 ・教育面でのジェンダー平等を推進していくことが、早急に求められる。当面、小学校からのジェンダー平等教育が必要である。そのために人権を尊重する立場に立った「性教育」カリキュラムを設定し、実施していくこと。現行の学習指導要領のように保健体育だけでなく、家庭科、社会科など幅広く学習できるようなカリキュラムを設定すること。 ・第3次計画にあった第10分野「教育」を復活させること。 ・第1次計画、第2次計画と同様に「家庭科教育の充実」を教育の分野に位置づけること。 ・子どもの人権を尊重していくために、少人数学級を実現すること。
171	女	50代 9	<p>2019年12月に改定された「SDGs実施指針改定版」には、パブコメの成果として、8優先分野に「ジェンダー平等の実現」が入り、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」となりました。加えて、ジェンダー平等が「分野横断的課題であり、SDGsの全てのゴール実現に不可欠」であることも明記されています。また、実施指針改定版に基づく「SDGsアクションプラン2020」では、3本柱の一つに「次世代・女性のエンパワーメント」が挙げられています。</p> <p>SDGsは、ジェンダー平等を通じて持続可能な社会・経済・環境をつくる目標ですが、こうした視点は、今の素案では明確ではありません。</p> <p>SDGsを国際協調や国際貢献の一環としてではなく、日本の未来を創造する目標として位置づけ、そのためにジェンダー平等の実現が不可欠であることを明記してください。</p>
172	—	70代	日本政府には、女性差別撤廃条約を守り、議定書の批准を早急にするように求めます。期日を決めて批准に向け取り組んでください。
173	女	70代	<p>働く女性が増加したものの非正規雇用が多く、賃金・役職などに大きな男女差があります。それが経済面の115位（世界経済フォーラム発表131カ国中）という数字に表れています。</p> <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用の賃金を正規雇用並みにする。 ・最低賃金の引き上げ

			<ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用と正規雇用との待遇差の是正を義務化する。 ・役職や意思決定の場に女性を3割登用するクォータ制を取り入れる。 ・労働時間の短縮によって男性の家事への参加を促す。 <p>政治における女性の占める割合は10パーセントであり、世界順位144位で世界の最低水準にいます。</p> <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会や自治体の議員数に、当面3割のクォータ制を取り入れる。 ・女性が政治に関心を持つように学習の場を確保する。学校教育、社会教育、NPOへの支援など。 <p>教育の場における世界順位は、2018年が65位、2019年が91位と大きく後退しています。</p> <p><解決策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育に力を入れ、性別に捉われない、分けない教育の実施。 ・男女混合名簿の徹底。 ・教育の場における性別役割分業の見直しや廃止。 ・入学時の男女数の問題の解決 ・性別役割分担意識や性差に関する固定観念の授業内容を改善する。 ・男らしく女らしくの用語を使わない。 ・教員の仕事を減らすためにも、1クラスの児童数を減らす。男性教員の家事への参加やひとりひとりの児童へ目を配れる。 <p>その他、選択制夫婦別姓の実施やハラスメント禁止条約の批准が必要だと思います。</p>	
174	女	70代	<p>日本は「女性の時代」「女性活躍」などと言われながら、実際には世界の平等度のランキングで最低レベルです。そうしたなかで第5次男女共同参画基本計画の策定は重要であり、大いに期待します。</p> <p>平等を推進するためには、従来からある男性本位の価値観を変えていく必要があります。提言にある各分野での研修会は意識変革になり、とても大事です。更に、行政としてはいろいろな行政分野に踏み込んで、目に見える具体的な政策の提言が必要と思います。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワハラやセクハラ防止のためのハラスメント禁止条約の 早期批准 ・性暴力根絶のために、性犯罪に関する刑法の不十分な部分 のさらなる改正、性交や避妊などにふれた義務教育学校での性教育の促進、望まぬ妊娠に対する緊急避妊薬の容易な入手など。 ・賛成意見が増えている選択的夫婦別姓制度実現に向けた提言 <p>なども、ぜひ提言に取り入れられるようお願いいたします</p>	
175	団体	60代	25	<p>(1)ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワークの実現に向け、男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェッショナル制度を拡大しないこと。</p>

			<p>(2)非正規雇用労働者の賃金の底上げをはかるため、生計費原則により最低賃金を引き上げること。全国一律最低賃金制度の確立。事業主負担を軽減する中小企業への支援策を進めること。</p> <p>(3)男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。</p> <p>(4)包括的なハラスメント禁止法を制定し、罰則規定を設けること。</p> <p>(5)性別役割分業の考え方に基づいた労働政策、税制度、福祉制度の見直しを行うこと。</p> <p>(6)「多様で柔軟な働き方」という名目で、フリーランスなど「雇用によらない働き方」を拡大しないこと。</p> <p>(7)公的保育所増設、学童保育の拡充、子どもの医療費無料化、教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。</p> <p>(8)国際基準に基づく計画となるよう、ILO 第 111 号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO 第 175 号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO 第 190 号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などを批准すること。</p>	
176	団体	団体	<p>第 5 次計画をほんとうに実効あるものにするために、まず第 4 次計画のうち何が進み、何ができなかったかをしっかり検証してください。202030 が達成できず、ジェンダー・ギャップ指数が 153 か国中 121 位とは、男女共同参画を着実に進めてこれなかった結果であると謙虚に受け止め、今後の数値目標をはっきり打ち出し、女性の社会参画を阻む、労働慣行の変革、税制や社会保障制度の見直しのための具体策を提示してください。女性の雇用の非正規化が進んだため、益々拡大してしまった男女間の賃金格差の解消への具体策はなにか、性別役割意識をなくしていくためにいったい何をするのか、防止措置義務だけではなくならない女性に対するセクハラ防止はどうするのかなどの他、先進諸国と比べると遅れていると言わざるをえないDV加害者対策などについても、</p> <p>20 年もの間「調査・研究する」から一歩も出なかったことから脱却し、おもいきった施策を立てて実行してください。</p> <p>なお、内閣府は各省より一段高い立場から、国政上の重要な政策について企画立案・総合調整を行うところのはずです。建前だけではないことを望みます。</p> <p>第 5 次計画では、SDG 5 の「ジェンダー平等」とその他すべての目標を達成するための手段として「ジェンダー主流化」が掲げられていますが、ジェンダー主流化をどのように実現するのか、もっと具体的に示してください。また国連の「女性差別撤廃条約」を批准している以上、批准国としての責務を果たしてください。長年国連から繰り返しされている勧告に向き合い、取り組む姿勢を明確に見せてください。</p>	
177	女	20 代	28	<p>ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」（第 190 号条約）の速やかな批准を目指すことを明記すべきである。</p> <p>その上で、ILO 第 190 号条約の基準に則り、あらゆるハラスメントを防止する実効性ある法整備を進めることを明記すべきである。</p> <p>その大きな理由として、ILO 第 190 号条約第 6 条では、「女性労働者、並びに仕事の世界における暴力とハラスメントによって不均衡に影響を受ける一または二以上の脆弱な集団また</p>

			<p>は脆弱な状況に置かれている集団に属する労働者及び他の人のためのものを含む、雇用及び職業における平等及び無差別の権利を確保する法令及び政策を採用する。」と定められていることをあげる。ここでいう「脆弱な集団または脆弱な状況に置かれている集団」とは、例えば移住労働者、民族的マイノリティ、被差別部落出身者、アイヌ民族、障がい者などが想定される。特に、「女性であること」×「脆弱な集団に属すること」から生み出される複合差別の問題は深刻である。雇用における複合的差別に関しては、2016年の女性差別撤廃委員会日本審査の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/7-8）のpara 34（e）において、懸念が表明されており、政府はそれを受けとめるべきである。</p>
178	団体	28	<p>ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」（第190号条約）の速やかな批准を目指すことを明記すべきである。</p> <p>その上で、ILO第190号条約の基準に則り、あらゆるハラスメントを防止する実効性ある法整備を進めることを明記すべきである。</p> <p>その大きな理由として、ILO第190号条約第6条では、「女性労働者、並びに仕事の世界における暴力とハラスメントによって不均衡に影響を受ける一または二以上の脆弱な集団または脆弱な状況に置かれている集団に属する労働者及び他の人のためのものを含む、雇用及び職業における平等及び無差別の権利を確保する法令及び政策を採用する。」と定められていることをあげる。ここでいう「脆弱な集団または脆弱な状況に置かれている集団」とは、例えば移住労働者、民族的マイノリティ、被差別部落出身者、アイヌ民族、障がい者などが想定される。特に、「女性であること」と「脆弱な集団に属すること」から生み出される複合差別の問題は深刻である。</p> <p>雇用における複合的差別に関しては、2016年の女性差別撤廃委員会日本審査の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/7-8）のpara 34（e）において、懸念が表明されており、政府はそれを受けとめるべきである。</p>
179	女	40代	<p>○女性差別撤廃条約の選択議定書を「2021年3月には批准※」する。※条約締結年と4年毎に出す国家報告書に対して、1～数回分に対してCEDAWの審査がある。来年は、その9回目（？）がある。政府には前回の勧告等に関して事前質問が既に来ている。</p>
180	団体		<p>女性労働者が増えたというがほとんどは非正規労働者であり、コロナ禍のもとで雇用の調整弁として女性が切り捨てられている現状をふまえた「基本計画」を。</p> <p>(1) ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワークの実現に向け、男女ともに長時間労働の解消、そのための労働時間規制を行うこと。裁量労働制や高度プロフェSSIONAL制度を拡大しないこと。</p> <p>(2) 性別を理由とする差別的取り扱いを間接差別も含めて禁止する「性差別禁止法」を制定すること。男女や正規非正規の賃金格差を禁止し、実態を公表すること。</p> <p>(3) セクハラ・マタハラ・パワハラなど包括的なハラスメント禁止法を制定し、罰則規定を設けること。</p> <p>(4) 最低賃金引上げ、両立支援策拡充のため、中小企業への支援策をすすめること。</p> <p>(5) 性別役割分業の考え方に基づいた労働政策、税制度、福祉制度の見直しを行うこと。</p> <p>(6) 「多様で柔軟な働き方」という名目で、フリーランスなど「雇用によらない働き方」を拡大しないこと。</p> <p>(7) 保育所増設、学童保育の拡充、医療・教育の無償化、年金制度改善、社会保障制度の</p>

			<p>拡充など、女性がいきいきと働き続けられる社会的条件整備をすすめること。</p> <p>(8)ILO 第 111 号条約（雇用及び職業の差別待遇を禁止する条約）、ILO 第 175 号条約（パート労働者の均等待遇）、ILO 第 190 号条約（仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約）などを批准すること。</p>
181	女	50 代	<p>全体を通して、女性差別を是正し人権を重視する方向でなく、女性を活用し経済政策に利用しようとしていこうとするような素案になっていて、これではいつまでもジェンダー平等が成されないような計画だ。</p> <p>ジェンダー平等を社会変革として諸外国の水準を目標とし「女性差別撤廃条約」の実施を監視するための「女性差別撤廃条約専門調査会」を設置するべきである。</p> <p>ジェンダーギャップ指数にも示される通り、女性に対する差別があるのだから、差別をなくすことを目的とした具体的な政策を示し、それにかかる調査を行い統計を開示し、明確な数値目標を示してほしい。</p> <p>202030 がなぜ達成されなかったのかの総括がない。これは本来すでに達成されていなければならないはずなのに、先送りにされ、喫緊に達成しなければならないという問題意識が 5 次計画に欠落している。国会議員にはクオータ制を導入し企業の管理職、医師の人数なども、一定割合（本来男女半々で丁度よいのだ）は女性が就くことができる具体的な制度を設けいつまでに達成するかを明確に示してほしい。</p> <p>エッセンシャルワーカー（ケア労働従事者）の男性の参画が必要。労働条件を改善しきちんとした待遇で賃金を得られるよう目標を示して実施できる具体的な政策を示すべきである。</p> <p>セクシュアルハラスメントに対しての法を設けることをしめしてほしい。</p> <p>低年金・無年金者の調査を実施し、ジェンダー統計をきちんと示してほしい。</p> <p>教育分野とメディア分野が一緒にされているのはおかしいのではないかとくに教育は単独で一分野必要くらい重要な項目であるのに蔑ろにされている。</p> <p>地方自治体が性差別を助長するような広報を行っていたりする現状からもメディアに対する具体的な取り組みを示すべきだ。</p> <p>5 次計画素案ではアンコンシャス・バイアスという言葉が多用されているが、意識の先をいく制度が設置施行されるほうが急務ではないだろうか。</p>
182	女	60 代	<p>* ジェンダー平等（不平等）の現状について、現状について、国際基準のジェンダーギャップ指数低下の分析検証がないこと。検証は大切です。</p> <p>* 「女性差別撤廃条約」実施を監視するための「女性差別撤廃条約専門調査会」を置くべきだと思う。</p> <p>* 女性への人権侵害に対して、独立した人権救済機関を設置すること。女性差別撤廃条約選択議定書を批准すること。</p> <p>政治経済の分野で男女共同参画が遅れたのは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みによると分析するが、男性中心の労働慣行や税・社会保障制度など社会システムに問題あり。クオータ制を取り入れたりのシステムづくりも必要</p> <p>頻発する大規模災害、世界規模の感染症の項目では、女性が 7 割を占める医療従事者、9 割を占める介護労働者への影響が大きいことを追加すべき</p>

				政策編では、格差、貧困に関与する部分の分析をもっとしっかりして、問題点を追及してほしい。
183	女	50代		<p>用語のことで2点要望があります。</p> <p>1. 国連の CEDAW を、「女子差別撤廃条約」と訳されていますが、多くの女性団体が意図的に変えて使っているように、「女性差別撤廃条約」の訳を公式なものとしてください。</p> <p>2. 婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員など、公的な名称に「婦人」が残っているものに関して、「女性」に変更していただきたいと願います。（多くの地方のセンターや国立 NVEC も「女性」に変更したので、理由について改めて書く必要はないと思い、割愛します。以上</p>
184	女	50代	85	<p>選択は「全体」としたが、ここでは第2部 III11 分野と IV 推進体制の整備強化について述べさせて頂きたい。</p> <p>* 第2部 III 第11 分野 「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」 「基本認識」 (p85) 「○平成 27 (2015) 年 9 月に国連で～」より「これらの重みを十分に認識し、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し施策に反映していく。」との認識及び基本的方向を支持する。しかしこれは 11 分野に限らず第5次基本計画全般に言える事なので、第1部基本的な方針で示すべきではないかと考える。⇒「○男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値であることから、政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等及びジェンダーの視点の主流化を確保し施策に反映していく。それが、SDGs (持続可能な開発目標) の達成にも資する。」</p> <p>* (2) 「具体的な取組」ア「持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた連携及び推進」より (1) 「全国無大臣を構成員とする～」 (p86) に書かれた実施指針決定版ではジェンダー視点の主流化はできていない。そこで以下【 】の文言の追加を提案する。 「～SDGs 実施指針決定版を踏まえ、【ジェンダー視点を主流化した】SDGs 達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施する。」</p> <p>* IV 「推進体制の整理・強化」 (p89) の【基本認識】「○このため、国内本部機構の～」に「監視・影響調査等の機能を十分に活用して実効性を高める。」とある。また1「国内本部機構の機能の充実・強化」 (1) 「施策の基本的方向」 (p89) にも「○今後とも、男女共同参画社会の～」に「監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。」とある。⇒そこで1 (2) 具体的な取組に「監視専門調査会」を設置し、第5次男女共同参画基本計画と女性差別撤廃条約の実施を監視することを求める。</p>
185	団体	団体		<p>1、今、日本社会はコロナ禍で転換点を迎えており、第5次男女共同参画基本計画への期待と注目はかつてなく大きい。真っ先に職を失う女性の非正規労働者、医療や保育などで働く女性の劣悪な待遇、子育てや介護の負担集中、性暴力の多発など、日本の女性施策の遅れがあぶりだされている。第5次計画では、ジェンダー平等の「周回遅れ」「自主性任せ」から脱却する大胆な目標設定と抜本策を示すべきである。「30%目標先送り」への批判は強く、2003 年以来 17 年かけて達成できなかったのはなぜか、原因の深い分析を明記すべきであ</p>

			<p>る。それなしには世界 121 位からさらなる後退を招きかねない。内閣府は、コロナ禍の調査をふまえて「社会変革の契機」とし、根強く残る性別役割分担意識の改革、政府・企業は女性登用の大胆な目標設定の中間報告を出している。政府が 2015 年の国連女性の地位委員会で合意した「2030 年までに指導的立場の半分を女性に」（「203050」）目標を掲げ、実効ある具体策を明記するよう求める。</p> <p>2、第 5 次計画が、日本国憲法や女性差別撤廃条約などの国際規範や勧告、国際合意に基づくものであるとの姿勢が前回に続き弱い。その上にジェンダー平等を据えた SDGs などに「世界的な潮流」がある。国連女性差別撤廃委員会が繰り返し勧告し、第 9 回定期報告への質問事項でもある民法改正、女性差別撤廃条約の選択議定書批准、所得税法 56 条改正について、期限を決めた実施計画を盛り込むべきである。</p> <p>3、第 11 分野の標題に「平等・開発・平和」を復活することを求める。第 2 次、第 3 次計画まで掲げてきたのが、前回から消え、平和分野が著しく後退している。</p>
186	女	50 代	<p>第 5 次男女共同参画基本計画（素案）では、ジェンダー統計として数カ所、男女別データとして 7 カ所ほど出てきますが、これをジェンダー統計（男女別等統計）や男女別等統計（ジェンダー統計）と併用の表記にして欲しいです。</p> <p>単に男女別データ、とするのではなく、ジェンダー統計（男女別等統計）と表記することで、統計を読み解き活用する際の視点が多様になり、通じて施策に男女共同参画の視点が活かされることになるのではないかと考えるからです。</p> <p>第 3 次基本計画でも第 2 分野 第 4 次基本計画でも用語解説で、『ジェンダー統計（男女別等統計）男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。』としてあります。併用表記にしても差し支えないと思います。</p> <p>また、第 5 次基本計画でも、用語解説にジェンダー統計（男女別等統計）を入れて欲しいです。</p>
187	男	70 代	<p>（1）「共同参画」には平等という概念は含まれないので、計画を始め、すべてを英語表記と同じ「ジェンダー平等」に変更すべきである。</p> <p>（2）計画内容の説明の根拠を示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状資料（時系列資料を含む）（例：GenderGapIndex） ・問題点及びその原因の分析 ・他国（特にジェンダー平等が進んでいる各国）との比較、及び、その差が生じている原因の分析 <p>（3）女性差別に留まらず、様々な複合差別にも触れたことは評価する。これは女性差別撤廃条約の審査結果（最終見解）を反映したものだと思われる。</p> <p>審査結果で指摘されている下記は今回が初めてではないので、遅くとも年度内に実現すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内人権機構の設立（最終見解 14 項） ・選択議定書（個人通報制度）批准（最終見解 50 項、原案 11 分野（2）具体的取組イ 2） ・包括的差別禁止法の制定（最終見解 13 項(e)） <p>（4）女性に対して個人としての尊厳を認めることを明記する。</p>

			<p>現状は、自立した個人の確立が無視され、家族や組織などの所属としての立場が優先されている。これは女性に限った問題ではない。</p> <p>(5) SDGs についての考え方を示すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の基本となる基準なので、国の計画だけでなく、自治体の計画、各種の規定、審議会などでの検討、具体的な事業、などすべての点に反映させねばならない。 ・目標分野 17、ターゲット 169 は分かれて規定されているが互いに関連しているので、直接関係する項目だけを満たせばよいのではないことは理解の基本である。特に基本目標である「誰も取り残さない」を常に認識する必要がある。 ・SDGs に関連が深い、ESD、CSR、ESG 投資、ビジネスと人権に関する指導原則、ILO の条約や規定などへの理解も進める必要がある。
188	団体	団体	<p>P. 51 加害者に対する更生プログラムはストーカーだけでなく、DV についても同様に必要である。また、実施した結果を踏まえ、心理的な背景などの理解につなげ、防止策として義務教育期間中に心理的な教育として自身の精神コントロールの必要性を教え、暴力だけにとどまらず将来に活かしていくことはできないか。</p> <p>P. 56 新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場の人々に深刻な影響をおよぼしている。特に女性への影響については、ジェンダー不平等や、女性に対する偏見や暴力を含めた今日の人権問題があぶり出されたため、最も影響を受けやすい女性等を中心に取り組みが行われ必要性がある。</p> <p>貧困等生活上の困難に陥りやすい背景としてあげられている「経済社会における男女が置かれた状況の違い等」とは具体的にどのようなことなのか、その違いを検証し、速やかに対策を行うことが必要ではないか。</p> <p>P. 63 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」が記載されているが、内容はリプロダクティブ・ヘルスが中心である。リプロダクティブ・ライツは女性の基本的な権利であり、その考え方の周知が必要であると考え。明確な記述を求める。</p> <p>P. 76 (2) ア(2)に、「旧姓の通称使用としての使用の拡大やその周知に取り組む」とあるが、通称使用を周知させるのではなく、(3)に記載のある選択的夫婦別氏制度を導入する道筋をつけることが喫緊の課題である。法制審での法律案要綱が出たのは 1996 年であり、24 年間も放置されている。女性差別撤廃委員会からの度重なる勧告を国際社会の一員として真剣に受け止めるべきである。</p> <p>P. 86 イ この間の日本政府の慣行では、国連への報告前に、急遽、専門調査会を開催して各府省の取り組みをヒアリングし見解をまとめるという実態であり、これでは不十分である。男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして結果を公表し、改善策を勧告していくべきである。</p> <p>P. 89 第 5 次男女共同参画基本計画の進捗状況の監視を行う独立した専門機関が必要である。また、男女共同参画会議の下にある専門委員会に関して、労働者の代表が委員として参画できていないことは問題であると考え。雇用分野における男女共同参画を考えるうえで、働く者の意見を反映していくことは極めて重要である。</p>

189	女	60代	1	<p>全体に関わること・世界的な共通語 gender equality に日本語訳として、一括してジェンダー平等を使うべきだと考えます。男女共同参画や女性活躍という言葉は今後使うべきではないです。女性活躍推進法で使う女性活躍という言葉自体が女性差別を温存しつつ、女性に対して突然おだてているような印象がありました。・女性差別撤廃条約を遵守し、国民にもっと広報して知らせるべきです。政府は知らせる役割を長年怠けているように見えます。・女性差別撤廃条約の選択議定書を早急に批准すべきです。</p>
190	女	50代	30	<p>日本では、1940年代の住み込み等の雇用慣行の解釈から、家事使用人が労働基準法において適用除外にされ、家事労働者の統計的把握もなされていません。1970年代より家政婦、1980年代後半から高齢者への生活支援のヘルパーとしても家事労働者は存在していますが、ほとんどが非正規雇用で、労基法にも守られていない労働者です。一方、2014年「日本再興戦略（改訂）」では女性の活躍がうたわれ、そのために「外国人家事支援人材」の受入れが始まり、特区においてフィリピン人外国人女性が正規雇用の請負家事労働者として働いています。人間の生命を支える重要な家事労働にもかかわらず、同一労働が同様の法的地位におかれるとことなく70年経過しています。雇用形態によって労働者性が異なる、労働者としての権利保障が異なることは異常な状態ではないでしょうか。</p> <p>1) 家事使用人を家事労働者と定義し、労働基準法に適用すべきです。</p> <p>2) 家事労働者に関する包括的な調査を厚生労働者が行い、実態把握をしたうえで、家事労働者法を制定していただきたい。</p> <p>3) そのうえで、ILO-C189号「家事労働者の適切な仕事に関する条約」の批准し、同条約を批准しているフィリピンと同等な法秩序にしておくべきではないでしょうか。</p>
191	—	60代		<p>第1部 「基本的な方針」の中に、「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」への言及がないことがそもそも問題である。</p> <p>1980年に国際婦人年中間年世界会議で署名し、1985年に批准していること。日本政府には、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとる義務があることを明記すべきである。</p> <p>女子差別撤廃条約選択議定書について、世界の113カ国が締結しているが、日本はいまだに批准していないことを明記すべきである。</p> <p>「女子差別撤廃条約」に基づく女子差別撤廃委員会からの「最終見解」について、直ちに実行に移すこと。また、世界の潮流からいかに日本が取り残されているかを知るため、「最終見解」を広く一般の人に知らせること。</p> <p>「女子差別撤廃条約」の実施を監視するための「女子差別撤廃条約専門委員会」を設置すること。</p> <p>女性への人権侵害に対して、独立した人権救済機関を設置すること。</p> <p>女子差別撤廃条約の選択議定書について、「早期締結について真剣に検討を進める」という悠長なことは許されません。これでは締結するかどうか不明である。議定書を早急に批准すべきである。</p>

192	女	40代	<p>●日本におけるジェンダー不平等の現状について、国際基準のジェンダーギャップ指数が、安倍政権の「女性が輝く」などの政策にもかかわらず年々下がり続けていることへの分析が見当たりませんので、加えてください。</p> <p>●「女性差別撤廃条約」実施を監視するための「女性差別撤廃条約専門調査会」を設置すべきだと思いますが、それに関する記載が見当たりませんでした。</p> <p>●女性への人権侵害に対して、独立した人権救済機関の設置の検討をお願いします。</p> <p>●女性差別撤廃条約選択議定書の批准をお願いします。</p>
193	女	50代	<p>女子差別撤廃条約 選択議定書の批准を目標にしてください。それが国際標準です。</p>
194	団体	団体	<p>全体</p> <p>第2部 I あらゆる分野における女性の参画拡大 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 1 政治分野、すなわち立法府には数値目標があるが、2 司法分野や3 行政分野には数値目標が全くない。日本は三権分立の国なのだから、立法だけでなく、司法、行政にも「203050」の数値目標を掲げないと、本当に実効性ある計画にはならない。</p> <p>=====</p> <p>周回遅れから脱却するためにも、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准は不可欠だ。検討する時期は、もう過ぎた。随分と遅くなったが、批准する時機だ。</p> <p>第2部 III 第11分野、86p(2)イ(2)は、 「女性差別撤廃委員会における第9回日本定期報告の審議までに選択議定書を批准する」と、明示する。</p> <p>=====</p> <p>IV 推進体制の整備・強化 省みるに日本には条約による施策を保障、検証する「独立した人権救済機関」が無く、CEDAW への報告・審査直前に経過をまとめるだけなので、過去の総括所見がそのまま繰り返され、勧告の不履行が指摘されてきた。</p> <p>○国際条約の誠実な遵守と完全な実現をめざしていく ○性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスをなくしていく ○その時々々の為政者のジェンダー意識によって左右されない推進体制の確立には、権限をもって指導監督する独立した恒常機関が必要だと思う。</p>

				===== 当会は、「地球で共生 すべては男女平等から」と考え活動している。 体温を超える連日の暑さ、南北の経済格差 etc. 山積する難問や課題の解決に向かうために、 まずは男女ともに基本的人権が等しく尊重される社会、政治にしていきたい。
195	団 体	団 体		パワハラやセクハラは、男性優位の思想のあらわれです。男性は「女に何ができるか」とい う意識をすてて何より男女平等に、女性の人権を尊重して物事を決定してほしいものです。 そのためにも、ハラスメント禁止条約について日本は早期に批准すべきです。是非、積極的 にとりくんでほしいものです。
196	女	70 代	86	「②女子差別撤廃の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。」とあ るが、20年間検討したのであるから、今年度に批准すべきである。
197	女	70 代	86	「②女子差別撤廃の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。」とあ るが、20年間検討したのであるから、今年度に批准すべきである。
198	女	70 代	86	「②女子差別撤廃の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。」とあ るが、20年間検討したのであるから、今年度に批准すべきである。
199	女	60 代		2019年のジェンダーギャップ指数は153国中121位です（前年は110位）。日本のジェンダ ー平等は、進めようとする本気度はあるのかと勝手に思います。その根本に選択議定書の 批准があります。なぜ批准しないのか、できないのか、回答がないにしてもいつまでも検討 します、が基本計画策定から消えないようにと思います。
200	女	60 代		・ 第4次計画で「女子差別撤廃条約の積極的順守に努める。」「早期批准について検討を すすめる。」とされていたが、未だに批准されていない。未締結条約の早期締結に向け、早 急にとりくみ、国際社会の一員として責務を果たすべきである。
201	女	70 代		「女子差別撤廃条約を積極的に遵守する」と言いながら、条約締結後の日本の歩みは遅く、 他国に追い抜かれ、2019年のジェンダーギャップ指数は121位まで後退しました。性的役割 分担意識も相変わらず根強く残っています。 遵守しているというのなら、その証拠を見せて欲しいものです。 女性差別撤廃条約選択議定書の批准は「女子差別撤廃条約を積極的に遵守する」ことの証左 となります。直ちに実行に移すべきです。「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」 と言えます。2021年3月が回答期限であるCEDAWの日本報告への事前質問では、「選択議定 書の未批准につながる批准の障害」について、さらに「選択議定書の批准のためのタイムフ レームに関して『国会の承認』に向けた計画と展望」についての回答が求められています。 5次計画において「早期批准について真剣に検討」を繰り返すことは認められません。1999 年以来20年以上にわたる検討の結果、批准できない障害があると言うのなら、その障害と 解決策を明らかにし、2021年3月期限の報告には国会で批准承認を求める計画を具体的に明 記してください。 男女共同参画に関係の深い条約として「具体的な検討に着手する」と4次計画に記されてい たものをはじめ関連するILO条約の批准計画も示してください。
202	女	70 代	86	1 持続可能な開発目標(SDGs)や女子差別撤廃委員会など国際機関との協調(2)具体的な取組 イ女子差別撤廃条約の積極的遵守等 先に記したように②③について批准のための具体的な計画を明記すること。

203	団体	団体	<p>【基本認識】(P85)において、「SDGs 達成を重視し、あらゆる取組においてジェンダー平等やジェンダーの視点の主流化を打ち出したこと」を評価し、さらに「開発協力の推進」や「国際的分野における政策方針過程への女性の参画拡大」の強化を歓迎するが、特に、SDGs 目標5をレバレッジポイントとしてとらえることを強調していただきたい。</p> <p>イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等 (P86)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約の遵守については、第4次でその周知度は成果目標にも達しておらず、低下しており、より積極性を明記すること、また、選択的議定書の早期締結はより強力に推進していただきたい。 ・未締結条約の批准一特にILO第111号条約批准に向けて努力していただきたい（国内でも、雇用や職業における差別は大きな課題であることから）。また、第5分野でもあげたILO第190号条約(2019年に採択された「仕事の世界における暴力およびハラスメントの撤廃に関する条約」)のほか、ILO第175号条約「パートタイム労働に関する条約」、ILO第183号条約「母性保護条約(改正)に関する改正条約」、ILO第189号条約「家事労働者の適切な仕事に関する条約」についても、早期批准をめざしていただきたい。 <p>エ UN Women 等国連機関との連携・協力推進 (P87)</p> <p>連携・協力推進をさらに強化していただきたい。</p> <p>UN Women は、今回の新型コロナウイルスへの対応では著しいリーダーシップをとっており、特に重要である。</p>
204	女	団体	<p>「基本計画」では、貧困問題の解決を考える際に、最も土台となる日本国憲法25条の実現について一言も語られていない。「健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利」を国が保障しなければならないという点、ナショナル・ミニマムをどう保障するのかという視点で、計画・目標を立てなければならない。個別の施策は様々に語られているが、根本的には、安定した生活が営まれるかどうかにかかっている。最低生活を保障する所得や年金の保障とともに、医療・教育などのサービスを無償で受けられる制度の確立が大前提である。そこを避けて、様々な施策を提起しても、実効性のある計画にはならないのではないかと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国連女性差別撤廃条約第11条、日本国憲法第25条を実現することを明記すること。 (2) 幼児教育から高等教育まで、教育の無償化を明記すべきである。 (3) 医療の無償化の拡大は、健康を保持するためにも重要な課題である。 (4) 生活保護を権利として、保障すること。生活保護や最低賃金の水準は、人間として生活できる水準を保障するものであること。 (5) 高齢女性の貧困解決のために、最低保障年金制度を確立すること。 (6) 障害者、民族、性的指向・性自認などマイノリティへの差別対策・支援法を拡充すること。 (7) 売買春からの女性の保護及び生活再建等総合的な支援の充実をはかる。
205	女	50代	<p>28</p> <p>ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止</p> <p>ハラスメント禁止を法律で明記してください。その上で、ILOの職場におけるハラスメント・暴力防止条約の批准を目指してください。</p>
206	女	40代	<p>P1</p> <p>素案に決定的にかけているのが、国際的な視点とみる。とくにW7(G7)とW20(G20)の成果をもっと盛り込むべき。それをしっかり盛り込まなければ、P1 基本的な方針4「SDGsで</p>

			<p>掲げられている「包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」との論理一貫性に欠ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ W20 がコミットした G20、W7 がコミットした G7 の内容が十分に盛り込まれていない。つまり、ジェンダー主流化・女性リーダー割合向上が具体的な目標となっていない。 ・ すべての項目について、W20 (G20)、W7 (G7、とくにシャルルポワサミット) の成果文書が盛り込まれているか、総ざらいしていただきたい。他国ではすでに W7 と W20 の implication Plan が出てきている。日本の implication は第 5 次基本計画でやるべきではないか？さらに 5 年後では遅すぎる。 ・ 最新の国際的潮流（とくに EU のようにあらゆる分野におけるジェンダー主流化）を盛り込まなければ、5 年後には時代遅れの施策になる懸念がある。 ・ 国際比較が常に可能なように、国とは中立なモニタリング組織を立ち上げるべき。時代の動きが早くなっており、モニタリングによって、2-3 年で計画の見直しをすることで「世界の実現と軌を一にした取組」になるはず。 ・ 202030 が未達成であった代わりに W7 の 25by25 を軸により強化で具体的な達成目標を設置するのも可能なはず。 <p>国際的な潮流を積極的に盛り込んで「国際的に後塵を拝している我が国の女性の政治参画の転換期とする (P5)」に対する政治を司る政府の危機感と本気度を、国民に示すぐらいの意気込みを、たまにはみせてほしい。</p>
207	女	70 代	<p>「セクハラという罪はない」という大臣がいました。パワハラ・セクハラは犯罪なのだ、人権を侵害し、時には命を奪われる。その被害者の多くは女性です。女性が活躍できる社会は安心して働ける環境がなければ、実現できません。</p> <p>公的な場でセクハラ、パワハラ発言を行う政治家や公務員を罰することができるようにしてほしい。</p> <p>そのためにもハラスメント禁止条約を早期に批准する取り組みを進めてほしいです。</p>
208	団体	団体	<p>1. 包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO 第 190 号条約「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准を明記すべきである。2. 学校教育・社会教育、様々な研修の場における科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育をすすめることを明記すること。</p>
209	女	80 代以上	<p>女子差別撤廃条約の選択議定書の締結については、第 4 次男女共同参画基本計画にも積極的順守といわれていたが前進がなかった。</p> <p>早期締結を実現することが国際社会からも認められることになる。女子差別撤廃条約の選択議定書の早期批准の明記を要望する。</p>
210	女	60 代	<p>まず、「女子差別撤廃条約の選択議定書」をなぜまだ批准していないのか。もし批准していれば「女子差別」や「女性に対する人権侵害」を一つ一つ問題にすることができたはずである。</p>

			<p>また、ILO 条約のうち、男女共同参画に関連の深い条約の締結はなぜ遅れているのか。「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」では、ボランティアなど幅広い働く人への、上司だけでなく、同僚、客からのハラスメントも問題にされている。締結で、働く場でのハラスメントは一掃されるはずである。社会全体が大きく変化していたはずである。</p> <p>何よりも、他国の進んだ政策に学ぶ姿勢はあったのだろうか。こうした検証なしに未来は開けない。</p>
211	女	60代 85～88	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」は、女性の地位向上に当たり、「平等・開発・平和」の三つの目標が不可欠であり、一体として機能するものであることを確認しました。この目標を明確に反映するため、これまで「地球社会への『平等・開発・平和』への貢献」（第2次基本計画までの表題）「国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献」（第3次）という表題でした。ところが第4次、第5次基本計画から分野の表題は「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」と変わり、「平等・開発・平和」という文言は一度も使われなくなり、男女共同参画社会の形成に関する国際的な基本理念を反映するものとなっていません。第11分野の表題を「国際社会への『平等・開発・平和』への貢献」とするとともに、それにふさわしい内容にしてください。 ・86ページの「イ 女子差別撤廃条約の積極的遵守等」の②女性差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討をすすめる。について、第3次基本計画から未だに「検討する」ととどまっています。基本認識でも「女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取組を進める」としているならば、「批准する」ことを明記すべきです。
212	団体	団体	女性差別撤廃条約選択議定書の批准「検討を進める」との（P86）であり大いに期待します。
213	団体	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO ハラスメント禁止条約を、積極的に批准してください。 ・女性差別撤廃条約選択議定書の批准を、実現してください。請願署名が2001年に参議院採択されて以来、2016年まで20回採択されています。女性差別撤廃条約に賛成した以上、「検討」ととどめるのだけでなく責任をもって実現し、女性の権利を国際水準に引き上げてください。
214	団体	団体	女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を明記する。
215	団体	60代 44	<p>(1) 2017年刑法改正の3年後の見直しが始まっている。強制性交等罪の「暴行・脅迫」、準強制性交等罪の「抗拒不能」を廃止し、「同意」要件を追加すること。性交同意年齢を引き上げること。公訴時効を撤廃すること。</p> <p>(2) 処罰規定を含む暴力禁止法の制定、DV防止法の改正による緊急保護手続きの厳罰化を求める。</p> <p>(3) 被害者自立支援体制を整えるため、正規職員による相談体制を拡充すること。緊急一時保護施設を開設すること。経済的な自立支援のために生活資金の貸し出し、公営住宅への入居優先、民間シェルターへの財政支援を行うこと。</p> <p>(4) ハラスメントの記述が少ない。包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO 第190号条約「仕</p>

			<p>事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准を明記すべきである。</p> <p>(5) 学校教育・社会教育、様々な研修の場における科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育をすすめることを明記する。</p> <p>(6) 女児、女性に対する差別や暴力をあおるような表現・ポルノに対する規制を強化すること。</p>
216	女	70代	<p>ハラスメントの禁止を明記した法整備とILOハラスメント条約の批准を求めます。計画への明記をして下さい。</p>
217	女	60代	<p>「我が国が主体的に参加してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行」ではなく、「女性差別撤廃条約」こそが、政府が履行すべき義務であることを、明記すべきだと考えます。この条約こそが、政府の男女共同参画施策のそもそもの根拠となるものです。</p> <p>仕事と生活の調和を図る、というところに、「男性中心型労働慣行の変革」が削られました。加えるべきだと考えます。</p> <p>ここに問題の根源があるからです。女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職場であり、ひいては経済の持続的発展や少子化対策になると考えます。</p> <p>政治経済分野での男女共同参画の遅れは、国民の意識改革を待っているだけでは100年たっても変わらないと言われていています。意識を変えるためにも、法律、社会保障制度、教育などを見直し、変えていくことが必要であり、それらを早急に検討することが求められている、と明記して欲しいと考えます。(年金や税制優遇制度、選択的夫婦別姓制度、政治家のクオータ制、ジェンダー平等教育など)</p>